

1561205

事業用自動車事故調査報告書

〔重要調査対象事故〕

大型トラクタ・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）

令和2年8月21日



事業用自動車事故調査委員会

本報告書の調査は、事業用自動車の事故について、事業用自動車事故調査委員会により、事業用自動車事故及び事故に伴い発生した被害の原因を調査・分析し、事故の防止と被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

事業用自動車事故調査委員会

委員長 酒井 一博

《参考》

本報告書に用いる分析・検討結果を表す用語の取扱いについて

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」

事業用自動車事故調査報告書

(重要調査対象事故)

調査番号 : 1561205
車両 : トラクタ・セミトレーラ (大型)
事故の種類 : 追突事故
発生日時 : 平成 26 年 7 月 2 日 10 時 31 分頃
発生場所 : 石川県かほく市 のと里山海道

令和 2 年 8 月 2 1 日

事業用自動車事故調査委員会

委員長 酒井 一博
委員 安部 誠治
委員 今井 猛嘉
委員 小田切 優子
委員 春日 伸予
委員 久保田 尚
委員 首藤 由紀
委員 水野 幸治

要 旨

<概要>

平成 26 年 7 月 2 日 10 時 31 分頃、石川県かほく市の「のと里山海道」下り線において、トラクタ・セミトレーラが片側 2 車線の第 1 通行帯を走行中、進路前方において車線境界線塗り替え作業に従事していた作業員の後方にて交通規制を告知する電光掲示板を搭載した普通トラック（道路維持作業用自動車）に追突した。

この事故により、追突され押し出された普通トラックが衝突するなどして作業員 2 名が死亡し、普通トラックの運転者 1 名とトラクタ・セミトレーラの運転者が軽傷を負った。

<原因>

事故は、トラクタ・セミトレーラの運転者が前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま時速約 80km の速度で漫然と進行したことにより、同一通行帯の進路前方において、車線境界線塗り替え作業等に従事していた作業員や普通トラックに気付くのが遅れ追突して発生したものと考えられる。

同運転者は、普通トラックの手前側において後続車に車線変更を促す交通誘導を行っていた作業員や黄色回転灯を点灯させた普通トラック、さらには同トラック荷台に搭載された電光掲示板に工事中等の表示が点滅表示されていたにもかかわらず、これらに気付くのが遅れ、ブレーキ操作はしたものの間に合わなかったものと考えられる。

また、事業者においては、運転者の労務管理が不適切であったことや、夜間から早朝の間に出庫や帰庫する運転者に対し点呼を実施していなかったことなど、運行管理体制が不適切で、安全な運行を確保するための措置が取られていなかったことが事故の要因になったものと考えられる。

<再発防止策>

事業者は、輸送の安全を確保する上で、次に掲げた取組を徹底する必要がある。

- ・適切な運行管理体制を構築した上で、運行管理者に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条に規定する運行管理者の業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、適切な指導及び監督を行うこと。
- ・運行管理者に対し、点呼を確実に実施し、運転者の疲労の程度や健康状態を確認するとともに、安全運行のための必要な指示を行うよう指導すること。

- 運行管理者に対し、運転者の勤務状況を把握し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める1日の拘束時間等の限度を超過しないよう運転者の乗務管理を行い、同基準を遵守させること。

目 次

1	事故の概要	1
2	事実情報	3
2.1	事故の状況等	3
2.1.1	事故の状況	3
2.1.2	争点	3
2.1.3	事故の状況に対する認定	4
2.2	事故に至るまでの運行状況等の情報	5
2.2.1	当該運転者の供述の概要	5
2.2.2	当該運行管理者等からの情報	6
2.2.3	作業員の位置、当該車両及び相手車両の停止位置	7
2.2.4	運行状況の記録	8
2.3	死亡・負傷の状況	9
2.4	車両及び事故現場の状況	9
2.4.1	車両に関する情報	9
2.4.1.1	当該車両の状況	9
2.4.1.2	相手車両の状況	10
2.4.2	道路環境等	11
2.4.2.1	道路管理者からの情報	11
2.4.2.2	警察からの情報	11
2.4.3	天候	11
2.5	当該事業者等に係る状況	11
2.5.1	当該事業者及び当該営業所の概要	11
2.5.2	当該事業者への監査等の状況	12
2.5.2.1	過去3年間の状況	12
2.5.2.2	本事故を端緒とした監査等の状況	12
2.5.3	当該運転者	13
2.5.3.1	運転履歴	13
2.5.3.2	運転特性	13
2.5.3.3	健康状態	13
2.5.4	運行管理の状況	13
2.5.4.1	当該運転者の乗務管理	13
2.5.4.2	点呼及び運行指示	16

2.5.4.3	指導及び監督の実施状況	16
2.5.4.4	適性診断の活用	16
2.5.4.5	運転者の健康管理	17
2.5.4.6	車両管理	17
2.5.4.7	関係法令・通達等の把握	17
3	分析	18
3.1	事故に至るまでの運行状況等の分析	18
3.2	当該事業者等に係る状況の分析	19
4	原因	20
5	再発防止策	21
5.1	事業者の運行管理に係る対策	21
5.1.1	事業者が遵守すべき事項	21
5.1.2	運行管理に係る法令遵守の徹底	21
5.1.3	運転者教育の充実	21
5.1.4	本事案の他事業者への水平展開	21
5.2	自動車単体に対する対策	21
5.2.1	安全運転支援装置の導入	21
参考図1	事故地点道路図	23
参考図2	事故地点見取図	24
参考図3	当該車両外観図	25
参考図4	相手車両外観図	25
写真1	当該車両（トラクタ）	26
写真2	当該車両（セミトレーラ）	26
写真3	当該車両（トラクタ）前面	27
写真4	相手車両（後面）	27
写真5	相手車両（前面）	28
添付資料 判決文		

1 事故の概要

平成 26 年 7 月 2 日 10 時 31 分頃、石川県かほく市の「のと里山海道」下り線において、トラクタ・セミトレーラ（以下「当該車両」という。）が片側 2 車線の第 1 通行帯を走行中、進路前方において車線境界線塗り替え作業に従事していた作業員の後方にて交通規制を告知する電光掲示板を搭載した普通トラック（道路維持作業用自動車。以下「相手車両」という。）に追突した。

この事故により、追突され押し出された相手車両が衝突するなどして作業員 2 名が死亡し、相手車両の運転者 1 名と当該車両の運転者（以下「当該運転者」という。）が軽傷を負った。

表 1 事故時の状況

〔発生日時〕平成 26 年 7 月 2 日 10 時 31 分頃	〔道路形状〕	直線、平坦	
〔天候〕	晴れ	〔路面状態〕	乾燥
〔運転者の年齢・性別〕	59 歳（当時）・男性	〔最高速度規制〕	80 km/h
〔死傷者数〕	死亡 2 名、軽傷 2 名	〔危険認知速度〕	85 km/h
〔当該業態車両の運転経験〕	22 年 6 ヶ月	〔危険認知距離〕	不明

表 2 関係した車両

車両	当該車両 (トラクタ部)	当該車両 (セミトレーラ部)	相手車両 (普通トラック (道路 維持作業用自動車))
定員	2 名	-	3 名
当時の乗員数	1 名	-	1 名
最大積載量	第五輪荷重 ¹ 20,000kg	26,000kg	2,000kg
当時の積載量		0kg	不明
積載物品	-	なし	不明
乗員の負傷程度 及び人数	軽傷 1 名	-	軽傷 1 名

¹ 第五輪荷重とは、トラクタとトレーラを連結する連結器にかかる重量の上限値をいう。

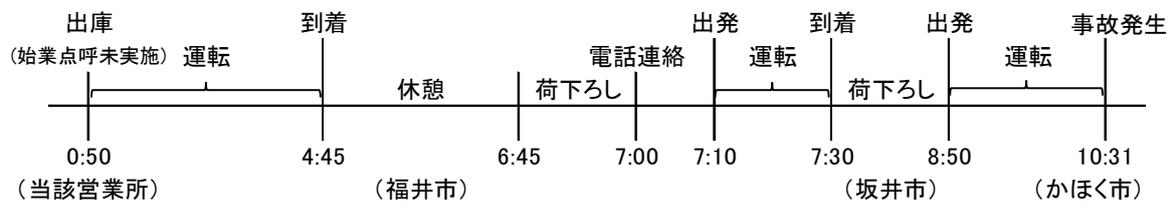


図1 事故に至る時間経過

2 事実情報

本件については、当該運転者が過失の有無を争点に裁判で争ったこと、また既に当該運転者は、事故後当該事業者を退職しており、同人からの口述を得ることが出来なかったことから、「2.1 事故の状況等」並びに「2.2 事故に至るまでの運行状況等の情報」における「2.2.1 当該運転者の供述の概要」及び「2.2.3 作業員の位置、当該車両及び相手車両の停止位置」については、裁判判決文を引用することとしたものである。

2.1 事故の状況等

2.1.1 事故の状況

事故の状況については、別添資料2 第二審判決文、名古屋高等裁判所金沢支部第2部判決／平成29年（う）第30号（以下「第二審判決文」という。）によると、以下のとおりである。（判決文のままではあるが、人物、地名並びに名称については報告書としての整合をとるため記号等に変更した。）

平成26年7月2日午前、被告人車両を運転し、石川県かほく市の通称「のと里山海道」下り線17.3キロポスト（以下「本件ポスト」という。）付近の片側2車線道路の走行車線を金沢市方面から羽咋市方面へ向け、時速約80kmで進行するに当たり、前方を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方を十分注視せず進路の安全確認不十分のまま同速度で進行した過失により、進路前方に、交通規制を告知する電光掲示板を搭載し、停車中又はごく低速度で前進中の作業員A（当時34歳）が運転する被害車両を至近距離に迫ってようやく認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同車後部に自車前部を衝突させ、その衝突により被害車両を前方に押し出し、同車前方で車線境界線塗り替え作業等に従事していた作業員B（当時30歳）及び作業員C（当時45歳）に同車を衝突させるなどし、よって、作業員Aに安静加療約10日間を要する多部位打撲等の傷害を負わせるとともに、作業員Bを頭蓋骨粉碎骨折に基づく脳挫傷により、作業員Cを腹腔内出血等に基づく外傷性ショックにより、それぞれ死亡させた。

2.1.2 争点

本件は、当該運転者が追突の少し前から発作により意識消失状態に陥ったために結果を回避することができなかつたので、過失はない旨の主張をして、過失の有無について公判で争っているものである。

なお、争点の詳細については、別添資料1 第一審判決文、金沢地方裁判所刑事部判決／平成26年（わ）第298号（以下「第一審判決文」という。）の2ページから3ページ及び第二審判決文の27ページから28ページに記載があるとおりであり、その内容は以下のとおりである。

金沢地方裁判所刑事部判決／平成 26 年（わ） 298 号（以下「原判決」という。）記載の自動車専用道路において、被告人が運転していたセミトレーラ牽引の大型貨物自動車が、作業中の普通貨物自動車に衝突する事故（以下「本件事故」という。また、被告人が運転していた車両を、トラクタ及びトレーラを併せ「被告人車両」といい、作業員 A が運転していた車両を「被害車両」という。）が発生し、その結果、作業員 3 名のうち、2 名が死亡し、1 名が傷害を負った事実は争わないが、被告人は、当時、冠攣縮性狭心症²又は神経調節性失神³あるいはその双方の発作により意識を失い、その状態のまま被告人車両を進行させ、被害車両に衝突させたのであり、被告人に過失はなかったのに、被告人に原判決の過失があるとして過失運転致死傷罪の成立を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるというものである。

2.1.3 事故の状況に対する認定

原判決は、前提事実として、本件事故現場付近の道路や事故の状況、現場付近に印象されていたタイヤ痕、各車両の位置、主な落下物の状況、被害者らの状況、事故前後の各車両の変化等を認定した上、追突地点はこれより十数m金沢市寄りの地点であったとするなどの弁護人の主張を排斥した。

次に、原判決は、「タイヤ痕群甲」を構成するタイヤ痕 4 本（タイヤ痕 A ないし D）の印象状況やその発生機序等を検討し、追突直前まで、ある程度意識的に運転操作をすることができていたと考えるのが合理的であるとして、「タイヤ痕群甲」は、被告人が意識的にブレーキを踏んで、急制動の措置を講じたことにより印象を開始したことが認められるとした。

そして、原判決は、被害車両に気付いてから、車線変更をしようとサイドミラーで確認するなどしたとき、前が見えなくなった旨を述べた被告人の原審供述につき、進行中に意識を失った被告人が追突前にブレーキペダルを踏んだ具体的な可能性がないことと矛盾し、道路構造に応じ、進路や速度を維持した運転操作ができていたことは極めて不自然であるとして、被告人は冠攣縮性狭心症等の診断を受けており、少なくとも、同狭心症は事故時に患っていた可能性が高く、被告人自身これを認識していなかったことが認められるが、このことをもって、被告人の原審供述の信用性の検討に当たり過度に重視することは相当ではなく、客観的状況から見た不自然さを超える程度に信用性を高めるとはいえないとして、被告人の原審供述を排斥した。

その上で、原判決は、被告人車両は、被害車両に追突する前からブレーキによる制動がかかっており、被告人が追突直前に意識を消失していなかったと認められること

² 冠動脈がけいれん性に収縮（攣縮）したために起こる狭心症。攣縮は運動とは無関係に起こるために、安静時狭心症の大部分は冠攣縮性狭心症と言われている。動脈硬化による狭窄病変があつて見られる狭心症は労作性狭心症とよばれる。発作が起こっているときに検査しない限り異常が診断できないために、発作が起つたときの心電図や心エコー図をとるか、24 時間ホルター心電図での監視、カテーテル検査でのアセチルコリン負荷試験などが必要となってくる。硝酸薬、カルシウム拮抗薬などの薬剤の内服が有効である。（公益財団法人日本心臓財団「心臓病用語集」より）

³ 排尿、咳嗽、嘔下、食後などの特定の状況で発症する状況失神、恐怖、疼痛、驚愕など情動ストレスにより惹起される情動失神、および血管迷走神経反射による失神を総称する概念である。（公益財団法人日本心臓財団「心臓病用語集」より）

から、被告人は、何らかの理由により集中力を低下させた状態で、前方を十分注視せず被告人車両を走行させていたところ、被害車両の存在に気付くのが遅れ、とっさにブレーキペダルを踏んだが間に合わず、同車に追突したことが推認されるとし、弁護人の主張を踏まえてもこの推認は破られないとして、被告人の過失が認定できると判断した。

高等裁判所も、被告人は、本件当時、冠攣縮性狭心症にり患していたが、その発作等により意識を消失した状態で被害車両に衝突したとはいえ、前方不注視の過失により本件事故を惹起したと認めるのが相当であり、原判示の事実を認定した原判決の結論は是認することができるものと判断したものである。

なお、詳細は、第二審判決文の 28 ページから 30 ページにある記載のとおりである。

2.2 事故に至るまでの運行状況等の情報

2.2.1 当該運転者の供述の概要

(1) 事故当時の運行状況

事故当時の運行状況について当該運転者からは、口述を得ることができなかったが、第一審判決文に記述があり、その内容は以下のとおりである。

北陸自動車道の加賀インターチェンジ近くのガソリンスタンドに着く手前で、腹部（胃）の痛みを感じたが、そのまま車を運転していた。胃の痛み以外には、胸の痛みを含め体調不良はなかった。のと里山海道に入り、羽咋市方面に向かい走行車線を時速 80 キロメートル以上で走行していると、黄色い工事車両が停車しているのを、同車から目測で 500 から 600 メートル金沢市寄りの地点で気付いたので、車線変更をしなければならなかったと思った。工事車両に気付いてから約四、五秒後に、右後方を右サイドミラーで確認し、目視しようと首を振ったときに、頭がしびれたようになり、目の前が真っ暗になり、立ちくらみのように前が見えなくなった。そのあとの状況は覚えていないが、次に覚えているのは私の運転している車が中央分離帯に乗り上がって、止まるか止まらないかくらいのときで、私は右肩を前に出すような体勢で、体全体が前方に出ており、両手はハンドルの上に、両足は座席下の床についており、気付いた後に私の運転していた車両は止まった。

本件事故よりも前の似たような出来事として、平成 25 年 11 月頃に自宅でテレビを見ているときに意識はあったが後ろに倒れたことと、平成 26 年 5 月に歩いているときに目の前が真っ暗になったことがあった。また、メニエール病の診断を受けたことがあったほか、10 年ぐらい前から二、三か月に 1 回、心臓が締め付けられるような痛みを感じることもあった。

(2) 当該運転者の供述の信用性

第二審判決文においては、当該運転者は、意識消失状態であっては到底出来ない

運転をしていたにもかかわらず、事故前には意識消失状態であったと供述するなど、その供述は信用することはできないと判断している。なお、当該運転者の口述の詳細については、第一審判決文の22ページから24ページにある記載のとおりである。

2.2.2 当該運行管理者等からの情報

当該事業者の運行管理者（以下「当該運行管理者」という。）の口述（当該運行管理者が当該運転者から聴取した内容を含む。）及び点呼記録簿の記録並びに乗務記録によると、事故に至るまでの経過は、次のとおりであった。

- ・ 事故3日前、当該運転者は、当該事業者の大阪市所在の営業所（以下「当該営業所」という。）から始業点呼を受けないまま22時00分頃に出庫し、翌日の2時00分頃に愛知県名古屋市の荷下ろし地に到着した。（6時00分頃に当該運行管理者へ電話連絡）
- ・ 9時00分頃から荷下ろし作業を約2時間、荷積み作業を約2時間行い、13時20分頃当該営業所に向け出発した。17時00分頃に帰庫し、当該営業所において荷下ろし作業を行った後、17時50分に運行管理者から対面による終業点呼を受け業務を終了した。
- ・ 事故前日、当該運転者は、当該営業所から始業点呼を受けないまま2時40分頃に出庫し、4時00分頃に兵庫県神戸市の荷下ろし地に到着するとともに当該運行管理者に電話連絡し、その後休憩した。
- ・ 7時00分頃から荷下ろし作業を行った後、8時00分頃に出発し、途中2回の休憩を入れ、12時10分頃に帰庫した。
- ・ 17時20分頃に再度出庫し、当該営業所付近の市内輸送を行い、17時50分頃に帰庫し、運行管理者から対面による終業点呼を受け業務を終了した。
- ・ 事故当日、当該運転者は、当該営業所から始業点呼を受けないまま0時50分頃に出庫し、福井県福井市の荷下ろし地に4時45分頃到着し休憩した。
- ・ 休憩後、6時45分頃から荷下ろし作業を開始、作業中の7時00分頃当該運行管理者に電話連絡し、7時10分頃に次の荷下ろし先に向け出発した。
- ・ 7時30分頃、福井県坂井市の荷下ろし地に到着し、荷下ろしした後、8時50分頃に次の荷積み地である石川県能登町に向け出発した。
- ・ 10時31分頃、石川県かほく市ののと里山海道において、第1通行帯の前方で停止またはごく低速度で前進中の相手車両に追突、相手車両が第1通行帯と第2通行帯の間の境界線を引く作業をしていた作業員2名と衝突した。
- ・ 当該運転者は、シートベルトを着用していた。
- ・ 当該運転者は、当該経路の運行経験はある。
- ・ 運行経路は、阪神高速一名神高速一北陸自動車道一のと里山海道一神戸であった。
- ・ 運行経路における道路工事等の情報収集や調査は行っていなかった。

- ・当該運行に係る運行の遅延はなかった。
- ・運行中の休憩取得については指導していたが、休憩場所等は運転者任せであった。

表 3 事故に至るまでの運行状況等

前々日	出庫 (3 日前)		出庫	2:40	当日	出庫	0:50
	22:00		(始業点呼未実施)			(始業点呼未実施)	
	(始業点呼未実施)		荷下ろし地着	4:00		荷下ろし地(福井市)着	
	荷下ろし地着	2:00	電話連絡			電話連絡	4:45
	電話連絡	6:00	(休憩)			(休憩)	
	荷下ろし	9:00	荷下ろし	7:00		荷下ろし	6:45
	荷積み	11:00	荷下ろし地発	8:00		電話連絡	7:00
	荷積み地発	13:20	(途中二度休憩 (2h))			荷下ろし地発	7:10
	帰庫	17:00	帰庫	12:10		荷下ろし地(坂井市)着	7:30
	荷下ろし	17:00	(休憩・荷積み)			(荷下ろし)	
荷下ろし終了	17:50	出庫	17:20	荷下ろし地発	8:50		
終業点呼(対面)		(市内輸送)		事故発生	10:31		
		帰庫	17:50				
		終業点呼(対面)					
(運転時間: 7 時間 40 分)		(運転時間: 4 時間 00 分)		(運転時間: 5 時間 45 分)			
走行距離 不明		前々日からの走行距離 647km		走行距離 337km			

※運転時間、走行距離は運転日報による。

2.2.3 作業員の位置、当該車両及び相手車両の停止位置

目撃者の状況や車線境界線塗り替え作業の作業員の位置等並びに当該車両及び相手車両の停止位置について第二審判決文からは以下の情報が得られた。

- ・500m以上先の左側車線に黄色の標識車が止まっているのが見え、その後、標識車の手前に立ち、旗を振っている誘導員を見て、すぐ右側車線に進路変更した。そのときトレーラは左側車線にいたが、その後も右側車線に進路変更しなかったため、トレーラが標識車と衝突するかもしれないと危険を感じ、ゆっくりブレーキをかけ始めた。その後、トレーラは、標識車に衝突し、右前方に進行して中央分離帯にもものすごい勢いで衝突し、ポールを何本もなぎ倒しながら左前方に進路を変え、最終的に中央分離帯上にほぼ真っすぐ停止した。トレーラは、自車と同じで、時速 80 ないし 90 km で進行していたが、自分が見た限り、ほぼ速度が落ちないまま標識車に突っ込んだ。
- ・本件ポストから羽咋市方面に向けた先の走行車線上では、作業員 E が運転するニューダー車 (材料運搬用のトラック) に続き、作業員 D (プライマー (接着剤塗布) 作業担当)、作業員 B (白線塗装作業担当)、作業員 C (交通誘導担当)、作業員 A が運転する被害車両、作業員 F (交通誘導担当) の順で車線境界線 (12m 間隔で連なる長さ 8 m の白色破線) の塗り替え作業を行いながら、羽咋市方面に進んでい

た。また、作業員Aは、前方の作業状況を見て、余り距離を空けないようにしながら被害車両の停止と発進を繰り返していた。

- ・被害車両は、後部に備え付けられたパワーゲートを立てた状態で、荷台に搭載した電光掲示板（高さ 275cm、底面枠は 125cm×138cm）を表示させながら、本件専用道走行車線で停止又は低速で前進していたところ、後方から被告人車両に衝突され、前方に押し出されると、作業中の作業員C、作業員Bに順次衝突して追越車線に入り、中央分離帯に沿いながら羽咋市方面に向け左斜め方向に進んだ後、同車線上にはほぼ真っすぐの状態になり、被害車両後部が被告人車両最後部におおむねそろそろ形で停止した。
- ・被告人車両は、被害車両に衝突し、右前方（追越車線）に進出すると、中央分離帯に設置されたガードロープに衝突し、その支柱を倒しながらほぼ同分離帯に沿いつつ進行したが、最終的には同分離帯上にはほぼ真っすぐになり、中間支柱を押し倒した状態でガードロープをまたぐようにして停止した。

2.2.4 運行状況の記録

当該車両には、デジタル式運行記録計が装着されており、事故当時の記録状況は次のとおりであった。

- ・24時間記録図表によると、0時50分頃走行を開始し、速度約45～95km/hで約3時間40分走行した後、停止している。
- ・7時10分頃再び走行を開始し、速度約45～55km/hで約20分走行し停止し、その後、8時50分頃から速度約60～70km/hで約25分走行して停止している。
- ・事故発生の約1時間前の9時30分頃から約40分間速度約90～95 km/hで走行し、一度約60 km/hまで速度低下した後、加速して速度約80～90km/hで約15分間走行し、10時半頃に速度約85 km/hから急激に速度の波形が下降している。
- ・事故発生付近の4分間記録図表によると、当該車両は、事故発生の約3分前に速度約70km/hから約90 km/hへと加速し、その後平均速度約80 km/hで2分ほど走行してから急激に速度の波形が下降している。

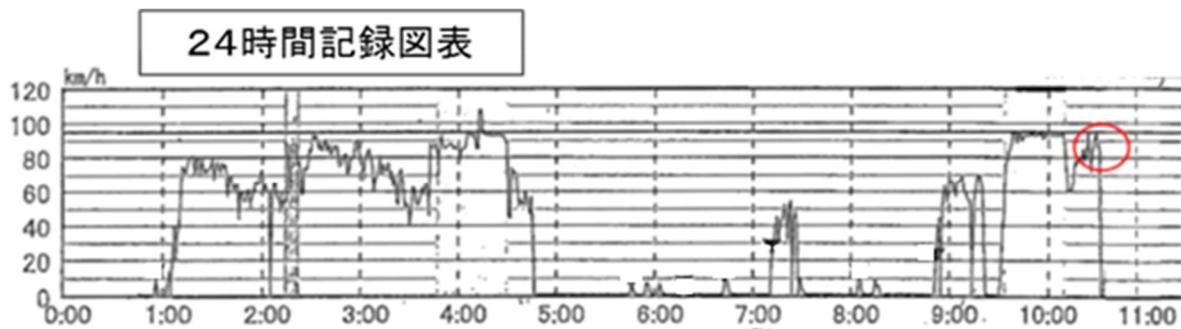


図 2 - 1 事故当日の運行記録計の記録 (○は事故発生時を示す)

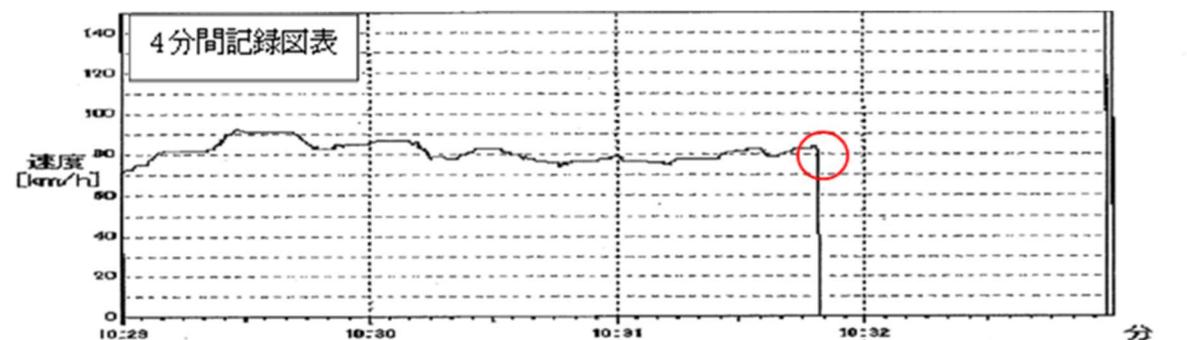


図 2 - 2 事故当日の運行記録計の記録 (○は事故発生時を示す)

2.3 死亡・負傷の状況

死亡 2 名 (作業員)

軽傷 2 名 (相手車両の運転者及び当該運転者)

2.4 車両及び事故現場の状況

2.4.1 車両に関する情報

2.4.1.1 当該車両の状況

- ・当該車両の初度登録年は、自動車検査証によるとトラクタが平成 26 年で、セミトレーラが平成元年であり、トラクタの事故当時の総走行距離は 37,542km であった。
- ・当該車両には、ドライブレコーダーは装着されていなかった。
- ・当該車両には、前方車両への異常な接近を警報する衝突防止補助 (警報) 装置 (デジタル式運行記録計と連動) が装着されていた。
- ・当該車両に装着されたデジタル式運行記録計の記録結果は、運転日報として出力されるシステムとなっている。それによると、出力された運転日報の 24 時間記録図表には「前車接近 (接近による警報作動)」を示す記号が記録されていたが、事故当日の運転日報を確認したところ、事故直前の前車接近を示す記号は記

録されていなかった。

- ・当該車両は、衝突により車体前面が損傷した（写真1及び写真3参照）。

表4 当該車両の概要

種類	けん引車	被けん引車
車体形状	トラクタ	セミトレーラ
乗車定員及び最大積載量	2名、第5輪荷重20,000kg	—、26,000kg
車両重量及び車両総重量	9,890kg、30,000kg	9,590kg、35,590kg
初度登録年（総走行距離）	平成26年（37,542km）	平成元年
変速機の種類	M/T（マニュアルトランスミッション）	—
A B Sの有無	有	無
衝突被害軽減ブレーキの有無	無	—

2.4.1.2 相手車両の状況

- ・相手車両は、自動車検査証によると初度登録年は平成25年であった。
- ・相手車両は、自動車検査証の備考欄に「道路維持作業用自動車⁴」と記載されており、車体上部には黄色回転灯が装備されていた。また、荷台には「車線減少」の文字、「工事中」の文字、「右矢印」の記号が繰り返し表示される電光掲示板が取り付けられていた。
- ・相手車両は、追突されたことにより車体後面が損傷し、さらに、追突され押し出されたことにより対向車線との境界にあるガードパイプに衝突して車体前面下部が損傷した（写真4及び写真5参照）。

⁴ ・道路交通法施行令第14条の2に定められた、道路を維持し、もしくは修繕し、または道路標示を設置するため必要な特別の構造または装置を有する自動車で、その自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの。
・道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車（内閣府令で定めるところにより、その車体を塗色したものに限り。）で、当該道路の管理者の申請に基づき公安委員会が指定したもの。

表5 相手車両の概要

種類	普通トラック
車体形状	キャブオーバ（道路維持作業用自動車）
乗車定員及び最大積載量	3名、2,000kg
車両重量及び車両総重量	2,590kg、4,755kg
初度登録年（総走行距離）	平成25年（不明）
変速機の種類	M/T（マニュアルトランスミッション）
A B Sの有無	有
衝突被害軽減ブレーキの有無	無

2.4.2 道路環境等

2.4.2.1 道路管理者からの情報

- ・事故地点は、自動車専用道路「のと里山海道」下り線の片側2車線の直線道路で、ほぼ平坦な道路である。
- ・事故地点付近の第1通行帯及び第2通行帯の幅はそれぞれ3.5mである。

2.4.2.2 警察からの情報

- ・事故地点付近の道路の最高速度規制は80km/hである。

表6 事故当時の道路環境の状況

路面状況	乾燥
最高速度規制	80km/h
道路形状	片側2車線、直線、平坦
車道幅員	片側7.0m

2.4.3 天候

晴れ

2.5 当該事業者等に係る状況

2.5.1 当該事業者及び当該営業所の概要

当該事業者及び当該営業所の概要は、次のとおりである。

表 7 当該事業者及び当該営業所の概要

運輸開始年	平成元年
資本金	6,000 万円
事業の種類	一般貨物自動車運送事業 貨物利用運送事業
所在地	大阪府
営業所数	2 ヲ所
保有車両数	当該営業所 86 台（内訳：けん引車 33 台、 被けん引車 46 台、大型 7 台） （当該事業者総計 103 台）
運行管理者等の選任数	当該営業所 3 名（補助者 2 名）（当該事業者総計 5 名）
運転者数	当該営業所 34 名（当該事業者総計 41 名）
従業員数（運転者を含む）	当該事業者総計 58 名

2.5.2 当該事業者への監査等の状況

当該事業者への監査等の状況⁵は、次のとおりである。

2.5.2.1 過去 3 年間の状況

当該事業者において、過去 3 年間の監査及び行政処分等はなかった。

2.5.2.2 本事故を端緒とした監査等の状況

本事故を端緒として、当該営業所に対し、平成 26 年 10 月 21 日に監査が実施され、次の行政処分が行われている。

(1) 行政処分の内容

平成 28 年 4 月 4 日、輸送施設の停止 (30 日車)

(2) 違反行為の概要

次の 5 件の違反が認められた。

- ・ 事業計画変更認可違反 (貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項)
- ・ 事業計画事後届出違反 (貨物自動車運送事業法第 9 条第 3 項)
- ・ 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)
- ・ 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)
- ・ 点呼の記録事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)

⁵ 事業者への監査等の状況は、国土交通省が公表している自動車運送事業者に対する行政処分等の状況による。
行政処分情報（ネガティブ情報の公開）：http://www.mlit.go.jp/jidousha/anzen/03_punishment/index.html 参照

2.5.3 当該運転者

2.5.3.1 運転履歴

当該運行管理者は、当該運転者の運転履歴について、昭和49年8月に大型けん引免許を取得し、トラクタ・セミトレーラの運転経験は、当該事業者においては22年6ヵ月であると口述した。

2.5.3.2 運転特性

当該運転者の適性診断の受診状況については、適切に実施されていた。

2.5.3.3 健康状態

(1) 当該運転者の健康状態

当該運行管理者の口述及び健康診断結果の記録によると、当該運転者の健康状態は次のとおりであった。

① 当該運行管理者の口述

- ・当該運転者には、平成25年10月及び平成26年4月に定期健康診断を受診させている。
- ・当該運転者の健康状態については、最近1ヵ月は特に異常はなかった。
- ・当該運転者は、事故直後に入院した病院で神経調節性失神が疑われると診断された。

② 健康診断結果の記録

当該運転者が受診した定期健康診断の結果において、一部指摘事項があったものの、事故に影響を及ぼしたと考えられるものはなかった。

(2) 本判決による事故当時の当該運転者の健康状態

当該運転者の病気により意識消失していた旨の供述については、裁判所では、診断書、鑑定結果、医師への尋問等を基に、本件事故当時冠攣縮性狭心症に罹患してはいたものの、事故直前、同症や神経調節性失神による意識消失はなかったと結論づけ、当該運転者の供述は信用できないとして排斥したものである。

なお、事故当時の当該運転者の健康状態についての詳細は、第二審判決文の43ページから46ページにある通りである。

2.5.4 運行管理の状況

2.5.4.1 当該運転者の乗務管理

当該事業者における乗務記録及び点呼記録簿並びに当該車両の運行記録計の記録によると、当該運転者の事故日前1ヵ月の勤務状況については、表8及び図3のとおりであり、平成元年2月に労働省(当時)が策定した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定められた1日の拘束時

間の上限値超過 4 件、休息期間の下限值不足 3 件、連続運転時間の上限値超過 5 件が確認された。

なお、当該事業者は、時間外労働等に関する労使間協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。

表 8 当該運転者の事故日前 1 ヶ月の勤務状況

拘束時間	292 時間 20 分（平均 11 時間 14 分/日） （事故日前 1 週間 68 時間 10 分）
運転時間	178 時間 30 分（平均 6 時間 51 分/日） （事故日前 1 週間 41 時間 30 分）
改善基準告示に関する基準の超過等	1 日の拘束時間の上限値超過：4 件（上限値：16 時間） 休息期間の下限值不足：3 件（下限値：8 時間） 連続運転時間の上限値超過：5 件（上限値：4 時間） 1 か月間の拘束時間の上限値超過 なし（上限値：320 時間）
休日数	5 日（休日労働：2 週間に 1 回が限度）

2.5.4.2 点呼及び運行指示

当該運行管理者の口述、点呼記録簿等によると、点呼等の実施状況については次のとおりであった。

(1) 日常的な点呼の実施状況

当該運行管理者は、次のとおり口述した。

- ・当該営業所においては、運行管理者3名、補助者2名を選任している。
- ・運行管理者及び補助者の勤務は8時から17時となっており、勤務時間外の点呼については、運行管理者等が出勤してから電話による点呼を実施していた。
- ・運行管理者及び補助者は、当番制により運転者からの突発的な連絡を受ける担当を設置していた。

(2) 当該運行における点呼等の実施状況

当該運行管理者は、次のとおり口述した。

- ・事故当日、始業点呼は実施しなかった。
- ・福井市での荷下ろし中、電話にてアルコール検知器による酒気帯びの有無、健康状態等を確認した。

(3) 点呼等の記録状況

- ・当該運転者の事故日前1ヵ月間の点呼記録簿を確認したところ、運転中である時間帯に対面による点呼実施の記録があった。

2.5.4.3 指導及び監督の実施状況

当該運行管理者の口述及び指導・監督記録によると、次のとおりであった。

(1) 当該運行管理者の口述

- ・平成13年8月に国土交通省が策定した「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく「運転者教育年間計画」を作成し、毎月1回第二土曜日に集団により指導教育を実施している。
- ・教育内容は、事故防止等についてメインテーマを決めて行っている。
- ・トラック協会の会報及び損害保険会社からの事故情報を教育に活用している。
- ・運行中の休憩取得については指導していたが、休憩場所等は運転者任せであった。

(2) 指導監督の記録

- ・毎月実施した教育の記録が確認された。

2.5.4.4 適性診断の活用

当該営業所における適性診断の受診状況及び診断結果の活用については、適正に実施されていた。

2.5.4.5 運転者の健康管理

当該運行管理者は、次のとおり口述した。

- ・全運転者に年2回健康診断を受診させている。
- ・夜間から早朝の間については、点呼を実施していなかったことから、運転者の健康状態の把握ができていなかった。

2.5.4.6 車両管理

当該運行管理者の口述及び定期点検整備記録簿によると、車両管理については次のとおりであった

(1) 当該運行管理者の口述

- ・法令で定められた3ヵ月点検及び12ヵ月点検については、自社の整備工場（認証工場）にて確実に実施している。

(2) 車両管理の状況

- ・運行前の日常点検結果については、乗務日報に点検項目欄が設けられており、点検内容の記号が記入されていたものの、当該車両に該当しない項目についてもチェックされているものがあった。

2.5.4.7 関係法令・通達等の把握

当該事業者は、運行管理に関する各種通達は一般社団法人大阪府トラック協会を通じて入手していた。

3 分析

3.1 事故に至るまでの運行状況等の分析

事故は、当該運転者が、直線で平坦な片側2車線の自動車専用道路を走行中、同一通行帯の進路前方の相手車両に気付くのが遅れ追突して発生したものと認定されている。

2.2.4 に記述したように、当該車両の運行記録計の記録によれば、事故直前の当該車両の走行速度は約80km/hであり、図2-2によれば、前方車両に衝突する直前に制動操作によると考えられるわずかな減速が認められ、その後、衝突により速度は急激に低下し、最後に停止している。2.1.3 に記述したように、衝突地点直前に当該車両の制動によるものと推定されるタイヤスリップ痕（ブレーキ痕）が認められることから、この時の制動による減速が運行記録計に記録されていた可能性が考えられる。

参考図2は、事故時の車両の位置関係を示すが、図中の事故地点位置において、当該車両は、ごく低速で走行していたか停止していた相手車両に追突し、相手車両を前方に押し出しながら、道路中央のガードレール部分に向かい、ガードロープを破損しながら、図中の停止位置で停止したもので、追突された相手車両は、後方から押される形で右前方に進行して、前方の作業員2名を轢死させた後、同じくガードロープを破損して、最後は図中の停止位置、第2通行帯上に停止したものである。

当該車両については、相手車両と衝突する直前にブレーキ操作を行っているものの、速度をほとんど低下させることなく衝突しているもので、衝突の直前まで相手車両に気付いていなかったことが推定される。

2.2.2 に記述したように、当該運転者は、事故当日、当該営業所を0時50分頃に出庫し、約3時間55分間運行した後、最初の荷下ろし地において約2時間の休憩を取ってから約25分間荷下ろし作業を行っている。その後、次の荷下ろし地まで約20分間運行し、そこで荷下ろし作業を行った後、8時50分頃に荷下ろし地を出発、9時30分頃から約1時間高速走行していた際、前方を十分注視せず進路の安全確認も不十分のまま、漫然と進行したことにより、相手車両に気付くのが遅れ追突して発生したものと考えられる。

当該運転者は、図2-1の24時間記録図表（抜粋）にあるとおり、午前1時前に出庫してから4時間近く休憩を取ることなく連続運転しており、表3の事故に至るまでの運行状況等にあるとおり、その後約2時間の休憩を取り、休憩後は短時間の運行を挟んで2回荷下ろしを行い、また次の運行を開始している。この時、図2-1によると、途中約10分間車両が停止しており、休憩したものと考えられるが、その後の走行において自動車専用道路であり、最高速度80km/hと規制になっている当該道路において高速走行特有の風景の変化等が少ないこと及び深夜時間帯からの運行や休憩時間における疲労回復が十分でなかったこと、及び2.5.4.1 に記述したように、事故日前1ヵ月の勤務状況において改善基準告示に定める1日の拘束時間の上限値超過が4件、休息期間の下限値

不足が3件及び連続運転時間の上限値超過が5件確認されるなど、長時間労働が繰り返して行われていたことが考えられることなどにより、漫然運転となったものと考えられる。

以上のことから、事故は、当該運転者が、直線で平坦な片側二車線の自動車専用道路（最高速度規制80km/h）を走行中、前方を十分に注視せず漫然と運転したため、同一通行帯の道路前方において、車線境界線塗り替え作業に従事していた作業員や相手車両に気付くのが遅れ追突して発生したものと考えられる。

3.2 当該事業者等に係る状況の分析

2.5.4.2 に記述したように、当該営業所においては運行管理者及び補助者の勤務時間が8時から17時までとなっていたことから、夜間から早朝の間において出庫や帰庫する運転者に対して点呼が実施されていなかった。従って、事故当日も本運行の開始となった午前0時過ぎには当該営業所に運行管理者や補助者は不在であり、始業点呼は行われず、当該運転者に対し、酒気帯びの有無の確認及び疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認並びに安全な運行をするために必要な指示がなされないまま運行を開始させるという不適切な運行管理体制となっていた。また、2.5.2 に記載したように、当該事業者においては、乗務時間等の基準の遵守違反等により行政処分を受けていることや、上述したように、当該運転者について、事故日前1ヵ月の勤務状況において改善基準告示違反が多数確認されるなど、運転者の労務管理が不適切であったと考えられる。このことから、当該事業者及び運行管理者は、運行管理の重要性について再認識し、適切な労務管理を行うとともに、始業及び終業点呼が確実に実施できる運行管理体制を速やかに構築することが必要であると考えられる。

4 原因

事故は、当該運転者が前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま時速約80kmの速度で漫然と進行したことにより、同一通行帯の進路前方において、車線境界線塗り替え作業等に従事していた作業員や相手車両に気付くのが遅れ追突して発生したものと考えられる。

当該運転者は、相手車両の手前側において後続車に車線変更を促す交通誘導を行っていた作業員や黄色回転灯を点灯させた相手車両、さらには相手車両荷台に搭載された電光掲示板に工事中等の表示が点滅表示されていたにもかかわらず、これらに気付くのが遅れ、ブレーキ操作はしたものの間に合わなかったものと考えられる。

また、当該事業者においては、運転者の労務管理が不適切であったことや、夜間から早朝の間において出庫や帰庫する運転者に対し点呼を実施していなかったことなど、運行管理体制が不適切で、安全な運行を確保するための措置が取られていなかったことが事故の要因になったものと考えられる。

5 再発防止策

5.1 事業者の運行管理に係る対策

5.1.1 事業者が遵守すべき事項

- ・事業者は、適切な運行管理体制を構築した上で、運行管理者に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条に規定する運行管理者の業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、適切な指導及び監督を行わなければならない。

5.1.2 運行管理に係る法令遵守の徹底

- ・事業者は、運行管理者に対し、点呼を確実に実施し、運転者の疲労の程度や健康状態を確認するとともに、安全運行のための必要な指示を行うよう指導する必要がある。
- ・事業者は、運行管理者に対し、運転者の勤務状況を把握し、改善基準告示に定める 1 日の拘束時間等の限度を超過しないよう運転者の乗務管理を行い、改善基準告示を遵守させる必要がある。

5.1.3 運転者教育の充実

事業者は、運行管理者に対し、平素から運転者の体調、疲労状況、睡眠時間の確保状況、仕事の負担感等の把握に努め、必要に応じ改善措置を講じるよう指導するとともに、運転者に対し、疲労が蓄積した状態や睡眠不足の状態での運転を続けていると居眠り運転となり、重大事故を引き起こす危険があることを説明し、点呼時には、健康状態をありのままに報告するよう指導するとともに、乗務中に眠気等の体調異変が生じた場合は、次の休憩地点まで運転を続けようとすることなく、直ちに車両を安全な場所に停車させ、運行管理者に報告して指示を受けるよう指導することが重要である。

5.1.4 本事案の他事業者への水平展開

国土交通省及び運送事業者等の関係団体においては、運行管理者講習、運送事業者等が参画する地域安全対策会議や各種セミナー、メールマガジン等により、本事案を水平展開し、他事業者における確実な運行管理の徹底を図る必要がある。

5.2 自動車単体に対する対策

5.2.1 安全運転支援装置の導入

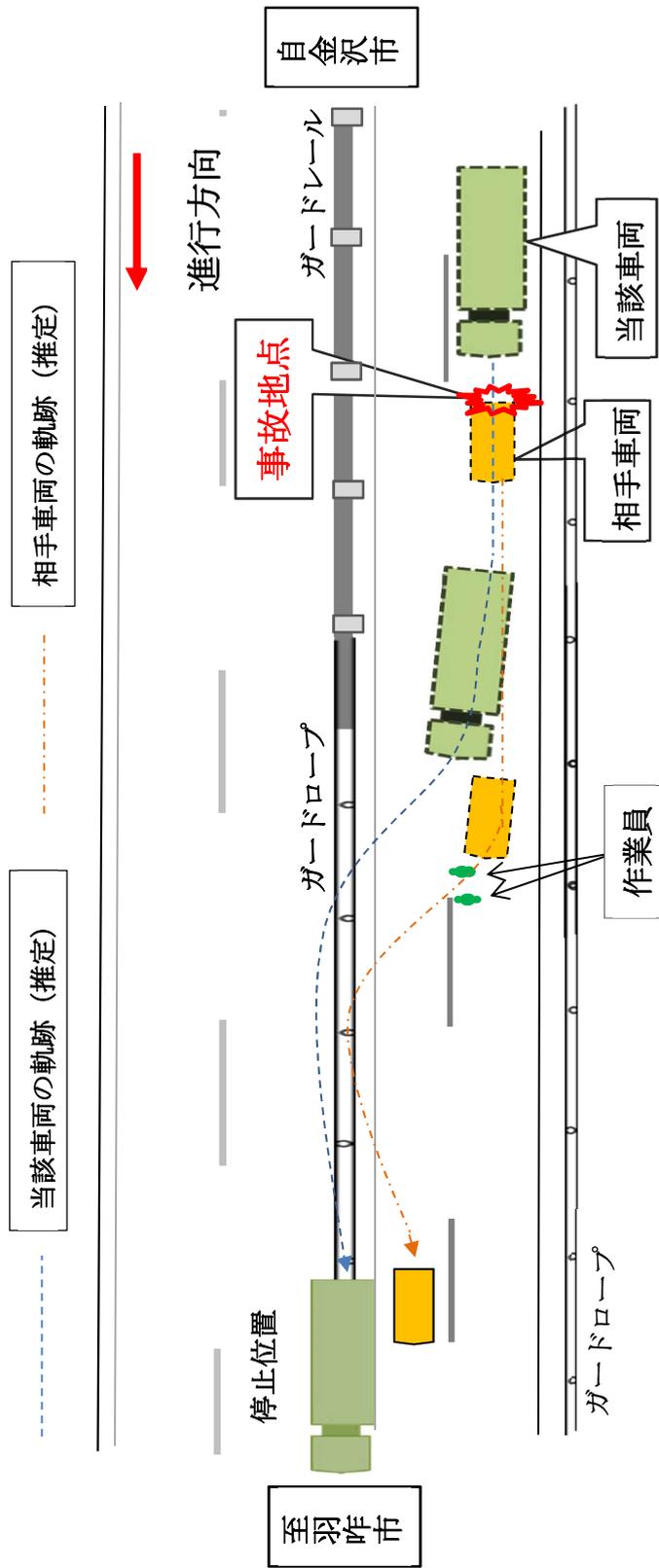
事業者は、国土交通省による補助制度を積極的に活用するなどして、車両に以下の安全運転支援装置を導入することにより、運転者が事故防止のための対応を適切に行えるようにすることが望まれる。

- ・ 走行中の運転者の顔の方向や目の状態をモニターカメラで常時確認し前方注意力の不足が疑われる場合に警告する装置
- ・ 運転者の生体信号を捉え疲労度合いを警告する装置
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ

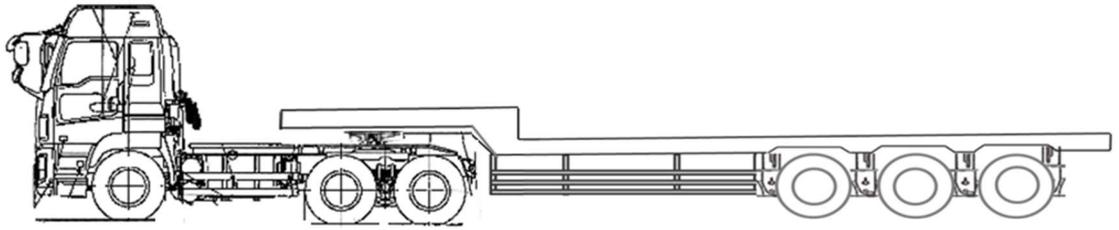


この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

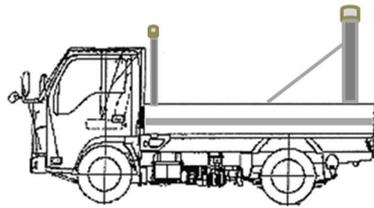
参考図 1 事故地点道路図



参考図2 事故地点見取図



参考图 3 当該車両外觀図



参考图 4 相手車両外觀図



写真1 当該車両（トラクタ）



写真2 当該車両（セミトレーラ）



写真3 当該車両（トラクタ）前面



写真4 相手車両（後面）



写真5 相手車両（前面）

別添資料 目次

1	別添資料 1	第一審判決文	1
2	別添資料 2	第二審判決文	27

取扱注意
20190808

別添資料 1 第一審判決文

※判決文のままであるが、人物、地名並びに名称については、報告書との整合をとるため変更した。

平成29年3月6日宣告

平成26年（わ）298号

判 決

本籍 （省略）

住居 （住所省略）

トラック運転手

当該運転者

昭和29年（以下省略）生

前記の者に対する過失運転致死傷被告事件について、当裁判所は、検察官T及び同U並びに私選弁護士V（主任）、同W及び同X各出席の上審理し、次の通り判決する。

主 文

被告人を禁固2年10月に処する。

未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、平成26年7月2日午前10時31分頃、セミトレーラを牽引する大型貨物自動車を運転し、石川県かほく市内の主要地方道金沢田鶴浜線（通称「のと里山海道」）下り線17.3キロポスト付近の片側二車線の道路の走行車線を、金沢市方面から羽咋市方面向かい、時速約80キロメートルで進行するに当たり、前方を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま、漫然前記速度で進行した過失により、進路前方に交通規制を告知する電光掲示板を搭載して停止中又はごく低速度で前進中の作業員A（当時34歳）が運転する普通貨物自動車を至近距離に迫ってようやく認め、急制動の措置を講じ

たが間に合わず、同車後部に自車前部を衝突させ、その衝突により、前記作業員A乗車の普通貨物自動車を前方に押し出し、同車前方で車線境界線塗替え作業等に従事していた作業員B（当時30歳）及び作業員C（当時45歳）に同車を衝突させるなどし、よって、前記作業員Aに安静加療約10日間を要する多部位打撲等の傷害を負わせるとともに、前記作業員Bを即時同所において、頭蓋骨粉碎骨折に基づく脳挫傷により死亡させ、前記作業員Cに腹腔内出血等の傷害を負わせ、同日午前11時11分頃、同県内灘町（以下省略）を病院へ向かって走行中の救急車内において、同人を前記傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させた。

（事実認定の補足説明）

1 争点

本件の争点は、被告人の過失の有無である。

検察官は、被告人には判示のと通りの過失が認められると主張し、その根拠として、被告人が運転していたセミトレーラ牽引の大型貨物自動車（以下、これらを併せて「被告人車」といい、牽引車である大型貨物自動車を「被告人トラクタ」といい、被牽引車であるセミトレーラを「被告人トレーラ」という。）が作業員A（以下「A」という。）が乗車していた普通貨物自動車（以下「A車」という。）に追突した位置は、のと里山海道下り線17.3キロポスト地点から11.4メートル離れた位置にある4条のタイヤ痕（以下「タイヤ痕群乙I」という。）の位置（別紙「交通事故現場見取図」〔甲1の実況見分調書添付の交通事故現場見取図と同じもの〕中の⊗印地点）であり、タイヤ痕群乙Iよりも石川県金沢市方面（以下、のと里山海道におけるある地点を基準として上り方面を指す場合には「金沢市方面」といい、下り方面を指す場合には「羽咋市方面」という。）から始まり羽咋市方面にかけて長く印象された4条のタイヤ痕（以下「タイヤ痕群甲」という。）は、被告人トラクタの後輪にブレーキ制動が生じたことにより印象されたもので、被告人が意識的に被告人トラクタのブレーキペダルを踏んだと考えられるから、被告人は追突直前でA車に気付いてブレーキペダルを踏んだものの、ブレーキ制動が間に合わなかった旨の主張をする。

これに対し、弁護人は、被告人車がA車に追突する少し前から、被告人は、冠攣縮性狭心症又は神経調節性失神の発作により意識消失状態に陥っていたために結果回避可能性がなく、過失はないから無罪である旨主張し、その根拠として、被告人が現に前記各疾病に罹患していて、発作があったと認められる供述をしている上、被告人車がA車に最初に追突した位置は、タイヤ痕群乙Iよりも十数メートル金沢市方面の地点であり、タイヤ痕群乙Iは、被告人車がA車に追突したことにより、A車が浮上し、羽咋市方面に飛翔した後、着地した時にその後輪タイヤによって印象されたものであり、タイヤ痕群甲は、追突の衝撃によって被告人の意思に関係なく被告人車にブレーキ制動が生じたことにより、被告人トレーラの車輪のタイヤが印象したものであるから、追突する前に印象されたブレーキ痕は存在しないことを主張する。

この点につき、当裁判所は、被告人車が最初にA車に追突した際、A車の各後輪タイヤはタイヤ痕群乙Ⅰの各始点(金沢市方面の各端点)付近の位置にあり、タイヤ痕群甲には、被告人トラックの車輪のタイヤが印象したものが含まれており、被告人車には、A車に追突する前にブレーキ制動が生じていたことを認定した上、被告人の前方不注視の過失により、A車の発見が遅れたため、ブレーキ制動が間に合わず、追突したと認めたので、以下、その理由を述べる。

2 前提事実

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。なお、以下で表示する距離標(キロポスト)は、いずれも、のと里山海道のそれである。

(1) 事故現場付近の道路の一般的な状況等

のと里山海道は、自動車専用道路で、最高速度は80キロメートル毎時と道路標識で規制され、17.3キロポスト付近は片側二車線であり、17.3キロポストから羽咋市方面へ別紙の図上計測で約30メートルまでの中央分離帯には、ガードレール(防護柵)が設置され、それより羽咋市方面の中央分離帯には、ガードロープが設置され、それを構成する4本のワイヤーロープ(地上高44センチメートル、61センチメートル、78センチメートル、95センチメートルの各位置に4本張られ、6メートルおきに地上高約142センチメートルの中間支柱が存在する。)がいずれも路面に対し平行に張られている。下り線には、羽咋市方面を見て道路左端から約2.4メートルの位置に外側線が引かれている。

のと里山海道は、道路構造令に従い、道路の中央から端部に向けて、2パーセントの下降の横断勾配がある。そして、下り線16.3キロポストから羽咋市方面へ60メートルの地点が地上から8.796メートル、下り線17.5キロポストの地点が13.937メートルの高さにあり、その間は、羽咋市方面に向かって徐々に高度が上がっていく縦断勾配となっている。また、下り線15.5キロポストから17.2キロポストの間は、緩やかな左カーブが続いている。

(2) 事故状況等

ア 被告人は、トラック運転手であるが、平成26年7月2日午前0時45分頃、被告人車を運転して大阪府を出発し、福井県内で荷下ろしした後、一般道や北陸自動車道を経由し、同日午前10時過ぎ頃には、のと里山海道下り線を走行して石川県輪島市方面へ向かっていた。

イ 被告人車は、のと里山海道下り線を走行中、下り線16.8キロポスト付近から17.3キロポスト付近まで、走行車線を車線からはみ出ることなく走行した。また、被告人車は、同日午前10時31分0秒頃から同分45秒頃までの間、時速約75キロメートルから時速約85キロメートルの間の速度で走行していたが、同日午前10時31分45秒頃から同分50秒頃までの間に、わずかに速度を上げた直後に急激に速度を失い、停止した。

ウ 道路保守会社である株式会社Iの従業員らは、同日、のと里山海道下り線の車線境界線の塗り替え作業を行っており、同日午前10時31分頃には、下り線17.3キロポストの先にいた。その際、羽昨市方面を向いて、先頭にニーダー車（塗り替えのために材料を乗せた車両）がおり、その後ろで作業員D（以下「D」という。）がプライマー（下塗り）作業をし、それに続いて作業員B（以下「B」という。）が白線塗装作業をし、Bのすぐ後ろでは作業員C（以下「C」という。）が交通誘導をしており、さらに、金沢市方面寄りではA車が、上部にオレンジ色の回転灯を点灯させ、荷台に「車線減少」の文字、「工事中」の文字、「右矢印」の記号を繰り返し点滅表示している電光掲示板等を載せた状態で、羽昨市方面を向いて停止又はごく低速度で前進し、最後尾で作業員F（以下「F」という。）が後続車に車線変更を促す交通誘導を行っていた。そして、Bらがこのような隊列を組んで作業をしていたところ、金沢市方面から進行してきた被告人車が、時速約80キロメートルでA車に追突し、A車が17.3キロポストから3本目の車線境界線の塗装作業をしていたB及びその近くにいたCに衝突するなどした。

(3) 事故後の状況等

事故後の現場付近の主な状況は、別紙「交通事故現場見取図」のとおりであるが、タイヤ痕や落下物等のうち主要なものについては、次のとおりである。

ア 事故後に現場付近の路面に印象されていたタイヤ痕の状況

(ア) 下り線17.3キロポスト付近の走行車線上に、追越車線等にまで伸びる相当な長さを持つ真新しい4条のタイヤ痕の各始点があり（以下、この各始点から始まる各タイヤ痕を、羽昨市方面を見て右からタイヤ痕A、タイヤ痕B、タイヤ痕C、タイヤ痕Dとする。なお、これらのタイヤ痕の総称が前述の「タイヤ痕群甲」である。）、各始点から羽昨市方面を見ると、各タイヤ痕は、別紙の図上計測で20メートル程度ほぼ平行に直線状に印象されてから右方向に旋回し、そのうちタイヤ痕B、C、Dは、いずれも中央分離帯と交差する付近（17.3キロポストから別紙の図上計測で約50メートル羽昨市方面の地点）で途切れ、タイヤ痕Aは、中央分離帯を越えて上り車線に左方向に旋回する弧を描くように印象されて、中央分離帯と再び交わる手前（17.3キロポストから図上計測で約64メートルの地点）で途切れていた。各タイヤ痕の最大幅はいずれも約0.15メートル、タイヤ痕Aとタイヤ痕Bの間隔及びタイヤ痕Cとタイヤ痕Dの間隔はいずれも約0.15メートル、タイヤ痕Bとタイヤ痕Dの間隔は約1.8メートルであった。

これら相互のタイヤ痕の間隔並びに後述する被告人車及びA車の各諸元等に照らせば、タイヤ痕A、B、C、D、すなわち、タイヤ痕群甲は、被告人車の車輪のタイヤにより印象されたものと認められる。

(イ) タイヤ痕群甲の各タイヤ痕の始点よりも別紙の図上計測で約9メートル羽昨

市方面寄りの位置（17.3キロポストから羽昨市方面に約11.4メートル地点の走行車線上）に、短い真新しい4条のタイヤ痕の各始点があり（以下、この各始点から始まる各タイヤ痕を、羽昨市方面を見て右からタイヤ痕E、タイヤ痕F、タイヤ痕G、タイヤ痕Hとする。なお、これらのタイヤ痕の総称が前記「タイヤ痕群乙Ⅰ」である。）、各タイヤ痕の始点から羽昨市方面を見ると、いずれもやや左斜め前方に出た後、やや右斜め前方に屈曲するように印象されていた。そして、タイヤ痕Gはタイヤ痕Cと、タイヤ痕Hはタイヤ痕Dとそれぞれ重なり合いをもって印象され、タイヤ痕E及びタイヤ痕Fは、横幅に対して中央部は薄く、両側端部は濃く印象されていた。また、タイヤ痕E及びタイヤ痕Fは、いずれも長さが約2.5メートル、最大幅が約0.2メートルであり、タイヤ痕G及びタイヤ痕Hは、いずれも長さが約2.1メートル、最大幅が約0.2メートルであり、タイヤ痕Fとタイヤ痕Hの間隔は1.3メートルであった。

タイヤ痕Fとタイヤ痕Hの間隔並びに後述するA車及び被告人車の各諸元等に照らせば、タイヤ痕E、F、G、H、すなわち、タイヤ痕群乙Ⅰは、いずれもA車の後輪のタイヤにより印象されたものと認められる。

さらに、タイヤ痕群乙Ⅰの想定延長線上に、タイヤ痕Eの終点から羽昨市方面に約8.3メートル前後先の位置から、同じ車両、すなわちA車によると認められる直線状の4条のタイヤ痕（長さは最短で約0.6メートル、最長で約1.7メートル。以下、これらのタイヤ痕を総称して「タイヤ痕群乙Ⅱ」という。）が印象され、それらのうち羽昨市方面を見て最も右のタイヤ痕の終点から更に羽昨市方面に約4.4メートル前後先の位置からも、A車によるとみられる4条のタイヤ痕（長さは最短で約1.5メートル、最長で約10.5メートル。）が印象され、それらのうち羽昨市方面を見て右から2番目である約2.4メートルのタイヤ痕の終点から更に2メートル前後先の位置からも、A車によると見られる約5.6メートルのタイヤ痕が印象されていた（以下、これら5条のタイヤ痕を総称して「タイヤ痕群乙Ⅲ」という。）。

そして、タイヤ痕群乙Ⅲは、羽昨市方面を見てやや右に旋回して事故時にBが作業をしていた車線境界線の手前付近で途切れる形状をしており、さらにタイヤ痕群甲が中央分離帯と交差する手前付近に、タイヤ痕群甲より左側にほぼ平行に、A車によるとみられる2条のタイヤ痕（長さは約4.9メートルと約1.2メートル。以下、2条を総称して「タイヤ痕群乙Ⅳ」という。）が存在した。

(ウ) ところで、事故発生の約19分後から実施された実況見分に係る実況見分調書（甲1）及びその作成者である警察官J（以下「J」という。）の証言によれば、タイヤ痕群乙Ⅰよりも金沢市方面には、A車によるタイヤ痕は印象されていなかったと認められる。

この点、弁護人は、実況見分調書（甲1）には、事故現場付近の路上に残置さ

れていたとみられる物体や、両車両から欠損したために当然に路上に残置されていたはずの部品（特に、A車のフロントバンパーカバーや前部ナンバープレート）やA車に積まれていた標識板の落下痕など、飛散物等や路上の痕跡として記録されるべきものが記録されていないとか、飛散物等を記録した経過についてのJ証言が不自然であるとか、落下物の寸法の記載等が不正確であるなどと主張して、タイヤ痕群乙Iよりも金沢市方面にタイヤ痕群甲以外のタイヤ痕の印象があった旨記載されていない同調書の内容や同方面にはそのようなタイヤ痕が印象されていなかった旨のJ証言の信用性を争っている。

確かに、実況見分調書（甲I）には、事故直後において路上に存在したと認められる黒色の物体（甲56の写真(6)参照）については記録されていないことが認められる。また、同調書の飛散物に関する記載の中には、17.3キロポストから羽咋市方面に向かって23.5メートルの位置から長さ50メートルの範囲にわたり、片側2車線の本件現場に部品等が散乱していたなどと概括的になっている部分がある。したがって、両車両から欠損した部品等の全てが同調書に正確に記録されているとは認められず、同調書に記録されていないものが存在しなかったと直ちに断定することはできない。

しかしながら、他方で、事故から間もない時間帯にタイヤ痕群乙Iや17.3キロポストよりも金沢市方面を記録した各写真（甲1の写真第2号、第3号及び第4号、甲55の写真(1)及び(2)、甲56の写真(2)等）によっても、タイヤ痕群乙Iよりも金沢市方面には、タイヤ痕群甲以外のタイヤ痕は確認できない。また、人命救助等のために早期に移動され得る飛散物等とは異なり、タイヤ痕は事故直後において大きく変化をすることがないし、タイヤ痕は事故原因解明のための最も重要な痕跡となり得るものとして捜査上も重視されるものであって、現にJもタイヤ痕を一つの根拠として衝突地点を認めた旨証言しているのであるから、当該実況見分時において、タイヤ痕が既に消えていたとか、タイヤ痕群乙Iから金沢市方面に数十メートル程度の範囲内に実際は存したタイヤ痕をJが見落としたなどとはおよそ考えられず、ましてや、本件被告事件の争点も明らかでなかった同調書作成の段階で、事故の重要な手がかりであるタイヤ痕を発見しながら意図的に記載しなかったことも到底考えられない。

以上に鑑みれば、タイヤ痕群乙Iよりも金沢市方面にA車が印象したとみられるタイヤ痕は存在しなかったと認められる。

イ 両車両の停止位置

被告人車は、その後端部が下り線17.3キロポストから別紙の図上計測で羽咋市方面へ約72メートルの位置に中央分離帯のガードロープを跨ぐようにして羽咋市方面を向いて停止し、A車は、後端部が被告人車と同じような同キロポストからの位置にやはり羽咋市方面を向いて被告人車の左横の追越車線上に停止していた。

ウ 主な落下物の状況等

下り線17.3キロポストから羽咋市方面へ直線距離にして約13.8メートルの道路左端（タイヤ痕群乙Ⅰの真横よりやや前方の位置）に、被告人車の左フロントコーナーパネルの破片と認められる約0.2メートル四方の銀色部品が落下していたほか、それより羽咋市方面には、黒色安全靴、白色ヘルメット、携帯電話（2台）、電光掲示板（A車に積載されていたもの）、白色塗装作業用機械（Bが用いていたもの）等が残置されており、かつ、前述の実況見分調書（甲1）の記載のとおり、17.3キロポストより23.5メートルの位置から羽咋市方面に50メートルの範囲にわたり、両車両の部品等が散乱していた。

また、17.3キロポストから羽咋市方面に向かって約64.6メートルの中央分離帯上に後述のBの切断された左下肢（左膝の下辺りから足先までの部分）や、ホイール付きタイヤ、さらには、A車の部品と認められる黄色棒状部品が残置され（甲1の写真第70号参照）、それらの直近では、ガードロープの中間支柱が根元から羽咋市方面を見てやや右斜め前方向に折れ曲がって倒れていた。

エ 被害者らの状況

Bは、被告人トレーラの後端部付近の車底の下で、左下肢及び右手が切断され、かつ、全身の損傷が激しい状況で死亡した状態で発見された。

また、その左下肢は前述のと通りの位置に、右手は下り線17.3キロポストから羽咋市方面へ直線距離で約67.2メートルの追越車線の上に発見された。さらに、Bの人体の一部と認められる内臓様のものが17.3キロポストから羽咋市方面へ直線距離で約71.2メートルの中央分離帯の倒れたガードロープに付着した状態で発見された。

Cは、下り線17.3キロポストから羽咋市方面へ直線距離で約52.3メートルの路側帯上で発見され、救急搬送されたが、石川県内灘町（以下省略）を病院へ向かって走行中の救急車内において、その死亡が確認された。

Aは、A車から飛び出すことはなかったが、判示のと通りの傷害を負った。

(4) 事故前後の車両の変化

ア 被告人車

(ア) 事故前の被告人車の特徴

被告人トラクタは、車体の塗装が緑色で、長さ667センチメートル、幅249センチメートル、高さ319センチメートル、重量9890キログラムである。被告人トレーラは、車体の塗装はやはり緑色で、長さ1198センチメートル、幅249センチメートル、高さ245センチメートル、重量9590キログラムである。なお、被告人トラクタ及び被告人トレーラを連結したときの全長は、約16.485メートルであったと認められる。

被告人トラクタは、左右の前輪が1輪（1軸）のシングルタイヤであり、左右の後輪が前後2輪（2軸）のいずれもダブルタイヤである。一方、被告人トレー

ラは、左右の車輪が前後 3 輪（3 軸）のいずれもダブルタイヤである。そして、事故当時は、被告人車の車輪の全てのタイヤがスノータイヤであった。なお、被告人トラクタの最前部から後輪 2 軸目の車軸までの距離は、約 5. 8 3 5 メートルであったと認められる。

被告人トラクタには、車両の制動停止時や発進加速時における車輪のロック及び空転を防止し、車両の安定性と操舵性を確保するシステムであるアンチロックブレーキシステム（略称 ABS）が搭載されていたが、被告人トレーラには、それは搭載されていなかった。

（イ） 事故後の被告人車の状況

被告人トラクタについては、地上高約 2 7 センチメートルから約 9 4 センチメートルの位置にあるフロントバンパーは、全面的に破損及び凹損が認められ、フロントバンパーの左右に設置されている前照灯は破損し、脱落した状態であった。地上高約 9 4 センチメートルから約 1 8 0 センチメートルの位置にあるフロントパネルは、全体的に擦過、凹損、破損が認められ、上下 2 段・左右 3 列ある網状部のうち、右下の部分（被告人車の前部右端と中央とのおおむね中間に位置する部分であり、検証調書〔甲 9〕添付の車両損傷状況図 1 によれば、その地上高は約 1 1 5 センチメートルから約 1 2 5 センチメートル程度と認められる。）及びその下部が大きく破損していた。地上高約 9 4 センチメートルから約 1 8 0 センチメートルの位置にある左フロントコーナーパネルは、地上高約 1 4 8 センチメートルより下部は破損、脱落していたが、対応する地上高の右フロントコーナーパネルには、銀色部品が装着されていた。フロントバンパー及びフロントパネルには、地上高が約 2 7 センチメートルから約 1 6 2 センチメートルで、かつ、車体左端から約 2 1 0 センチメートルの範囲で、所々に黄色塗料が付着していた。フロントガラスは、すべて割損しており、その上部に位置するフロント上部パネルには凹損が認められ、所々に黄色塗料が付着していた。

そして、車体右側面では、ステップ及びステップカバーが破損、脱落し、サイドバンパー、前輪サイドウォール部分及びホイール部分に擦過痕が認められた。一方、車体左側面では、フロントアンダーウィンドガラスが割損し、サイドターニングランプが破損、脱落し、ステップが破損、変形し、車両後部側に押された状態になっていた。また、フェンダー部は変形し、前輪サイドウォール部分に擦過痕が認められた。

さらに、車体後端から約 6 0 8 センチメートルから約 4 2 2 センチメートルの間の車底部には、複数箇所に血痕様のものが付着していた。

被告人トレーラについては、車体右側面の前後 3 輪のサイドウォール全体に擦過痕が認められたほかには損傷は認められなかった。

イ A車

(ア) 事故前のA車の特徴

A車は、車体の塗装が黄色で、長さ469センチメートル、幅170センチメートル、高さ234センチメートルで、重量は2590キログラムである。

A車の左右前輪は1輪（1軸）のシングルタイヤ、左右後輪は1輪（1軸）のダブルタイヤである。そして、A車の後輪の車軸から車体後端部までの距離は約1.185メートルであったと認められる。

A車の左後輪の後ろには、前後方向に長さ約23センチメートルの銀色金属製ボックス（同種同型車に係る甲72の写真第11号参照）があり、その更に後部にパワーゲート・アームの起点となる前後方向に長さ約25センチメートルの黒色部品（甲72の写真第11号参照）があったと認められる。なお、同黒色部品は、右後輪の後ろ部分にも同様に存在したと認められる。A車の左後輪のタイヤ面と銀色金属製ボックスの前端との最短距離は、約23センチメートル、同銀色金属製ボックス前端とA車の左後端との距離は、約63センチメートルであり、同銀色金属製ボックスの最下端部の地上高は約36センチメートルであったと認められる。

写真撮影報告書（甲72）の写真第1号によれば、A車の前部下端は、地上高約35センチメートルであり、地上高約35センチメートルから約55センチメートルの位置にフロントバンパーがあり、地上高約60センチメートルから約80センチメートルの位置にフロントグリルがあり、フロントグリルの両脇に前照灯があったと認められる。また、地上高約80センチメートルから約125センチメートルの位置にフロントパネルがあり、フロントパネルの地上高約85センチメートルから約95センチメートルの間の中央部に「K」のロゴがあったと認められる。

そして、A車の後部の荷台下端には地上高約77センチメートル、あおり板上端は地上高約121.5センチメートルであったと認められる。

(イ) 事故後のA車の状況

事故後、A車の左前輪のタイヤはバーストし、車体全体が左側に傾いていた。また、フロントバンパーのカバー部は全面的に脱落し、フロントグリル、前照灯等の灯火類は破損、脱落し、左前角バンパー部分の車底部に肉片が付着していた。さらに、フロントパネル下端付近に、右側から左にかけて「K」のロゴ部を横切る形で、ほぼ水平に凹損及び擦過痕等があった。

車両右側面は、前部（キャビン部）右側面から右側あおり板中央部付近にかけての約250センチメートルの範囲で相当部分が凹損しており、同凹損箇所には緑色の塗料が点在していた。また、右前輪のタイヤホイールに擦過痕が認められ、ボルト部に緑色の塗料が付着していた。さらに、右側あおり板後部が破損し、右後部フェンダーが曲損し、パワーゲート・アームの起点となる黒色部品が右後輪

に食い込んでいて、同車輪のホイール及びタイヤが上から押しつぶされるように曲損していた。

車両左側面は、助手席ドア下部が凹損し、左方向指示灯が脱落していた。また、左前輪サイドウォール部には、血液様のものが付着していた。さらに、左側あおり板後部が曲損し、あおり板が倒れた状態であり、左後輪後ろの銀色金属製ボックスが、前方斜め上に押し込まれて、左後輪と荷台との空間に入り込み、同後輪のタイヤに上方から食い込んで、同タイヤを変形させていた。

車両後部は、車両右端から約109センチメートルの辺りを中心として凹損が認められる状況であり、後部パワーゲートバー及びパワーゲートに凹損が認められ、パワーゲートは左方がアームから外れ、右下部分を残して路面に脱落していた。また、両側ブレーキランプ及びバックランプはともに破損しており、荷台部分及びリアバンパーには緑色の塗料が付着していた。

加えて、左後輪後方に位置する銀色金属製ボックス、後部右側ウインカー・ブレーキランプの外枠天板、荷台左後端部の天板や、ロープ架け用フックより少し前部分の各最低地上高が事故前と比べてそれぞれ十数センチメートルから20センチメートル程度上昇していた。

3 被告人車がA車に追突した地点について

(1) タイヤ痕の印象状況等から推認される追突地点

ア 最初の追突地点にA車のタイヤ痕が印象される可能性

(ア) 物体が物体に衝突する場合、衝突前後の運動量（質量と速度の積で、ベクトル量である。）の総和は等しい（運動量保存の法則）。これは、車両が車両に追突する場合においても基本的に当てはまり、衝突後の被追突車両の運動は、衝突態様や車両の性状を一定とした場合、追突前の両車両の速度と両車両の質量によって異なり、追突車両の速度が大きいほど、また、追突車両の質量が被追突車両の質量に比べて大きいほど、被追突車両の運動変化は大きく、逆に、追突車両の運動変化は小さいと考えられる。そのため、被追突車両よりもはるかに大きな質量を有する車両が、被追突車両よりもはるかに速い速度で、まともにぶつかる態様で追突した場合、被追突車両には、衝突前に比較して相当速い速度で移動する力が作用するものと考えられる。

(イ) 他方、地面に接触して停止している物体に、地面と水平方向の外力が加わった場合、下向きの方である重力の影響によって地面との間には摩擦力が生じる。この場合において、地面と接触している物体の接触面に、移動方向と同方向に移動速度と同調して回転運動が生じている場合には、地面との間の摩擦力が働かずに移動するので、地面と物体は、こすれることなく移動することができる。他方で、物体が移動する速度に、地面と接触している面の回転運動が追いつかない場合には、摩擦力が働くので、地面と物体との間には、こすれが生じる。

それゆえ、停止している車両が、水平方向の外力によって急激に速度を増して相当速い速度で移動を始める場合には、車輪の回転運動が追いつかない限り、タイヤと地面との間に摩擦力が生じる。この点、石川県警察本部刑事部科学捜査研究所主任研究員であるL（以下「L」という。）が、「急ハンドル、急ブレーキ、急発進といった急のつくような状態になると、路面と強い摩擦力を発生し、路面に印象されることがある。停止しているものは、何もなかったら、その場所にずっととどまり続けるという状態であるが、衝突によって無理やりその位置から移動する場合において、タイヤが転動するのでなかったら、摩擦が発生することになるから、タイヤ痕が印象される可能性が非常に高い。」旨証言しているが、同趣旨をいうものである。

なお、重力に加えて更に下向きの外力が加わった場合には、重力のみの場合に比較して水平方向の外力によって生じる摩擦力は大きくなるから、その場合、停止している車両が急激に速度を増して移動するときの摩擦力も、下向きの力が重力のみの場合に比較して大きくなり、タイヤと地面との間のこすれも大きくなる。

そして、以上の理屈は、車両が水平方向の外力を受ける前からある程度の速度を持っていた場合も、基本的に同じである。

(ウ) 本件では、被告人車はA車に後方から追突したものであり、A車には水平方向の外力が加わっている。そして、追突車両である被告人車は重量が最低でも約1万9480キログラムで、被追突車両であるA車は重量が最低でも2590キログラムであり、A車が電光掲示板等を積載していたことを考慮しても、被告人車はA車の6倍から7倍程度の質量があり、さらに、それが時速約80キロメートルの高速でまともに追突したものである。そうすると、A車が被告人車から受けた外力（衝撃力）は大きく、各車体の破壊によりある程度のエネルギーは失われるものの、A車には被告人車の追突によって追突前に比較して相当速い速度で水平方向に移動させられる強い力は作用したものと認められる。

他方で、Aの証言によれば、A車は、追突される時点で停止し又はごく低速度で羽咋市方面に前進していたに過ぎず、また、追突の際にAは回避行動をとることができなかったと認められるから、A車のアクセルペダルが強く踏まれたとは考えられず、A車の車輪がペダル操作によって高速で回転運動をしたとは認められない。

そして、車両の衝突によってそれによる車体本体の移動が開始するまでの時間は、極めて短時間（約0.1秒）である（弁38、47）ことも勘案すると、追突による衝撃力により、A車は急激な加速度が生じて相当速い速度で水平方向に大きく移動しようとする一方、その影響による移動の開始までの時間は極めて短いために、車輪の回転運動が追いつくことができず、タイヤが路面をこす

りながらすべるようにして移動することが想定されるから、A車が追突された地点の路面に同車によるタイヤ痕が印象されることが高度に推測される。

イ 両車両の破損状況及び路面のタイヤ痕の状況等から推認される最初の追突地点、追突態様及び追突後の両車両の挙動

(ア) 事故後のA車の左後輪には、銀色金属製ボックスが上から食い込んで、タイヤが変形し、一方、右後輪にも、黒色部品が上から食い込んで、タイヤとホイールが下方に押しつぶされて曲損していたところ、このA車の後部銀色金属製ボックス及び黒色部品が後輪の位置まで移動したのは、被告人車の速度が最も速く、かつ、A車の速度が零又は最も遅く、さらに、破壊等によりエネルギーが失われていない最初の追突時であると考えるのが合理的である。そして、その食い込みが、左後輪はホイール付近にまで及び、右後輪はホイールまで曲損させていることから、このとき、A車の両後輪には、車輪を下向きに押し潰すような相当強い力が働いたこと、右後輪に対するそれはとりわけ強かったことが合理的に推認される。

また、車輪を下向きに押しつぶすような力が加わった場合、タイヤが過変形し、トレッド（接地面）の側端部が中央部よりも荷重負担が大きくなる結果、タイヤトレッド部の側端の方が中央部よりも濃い痕跡を残すことになる（弁11、M証言）ところ、A車により印象されたタイヤ痕群乙I（タイヤ痕E、F、G、H）のうち、A車の右後輪タイヤによると認められるタイヤ痕E及びタイヤ痕Fが、中央部は薄く、両側端部が濃く印象されている。

加えて、タイヤ痕群乙Iより金沢市方面には、A車により印象されたタイヤ痕が存在しないことや、タイヤ痕G及びタイヤ痕Hが、被告人車の左側のタイヤによると認められるタイヤ痕C及びタイヤ痕Dとそれぞれ重なり合いを持って印象されていること、被告人車の右側のタイヤによると認められるタイヤ痕A及びタイヤ痕Bが、タイヤ痕E及びタイヤ痕Fよりそれぞれ両車両のおおむね車幅差分外側に印象されていることなども併せて考えれば、タイヤ痕群乙Iは、A車が被告人車に最初に追突された際に印象されたものであることが強く推認される。

すなわち、タイヤ痕群乙Iの各始点が、最初の衝突時にA車の各後輪が存在した位置の付近（付近とすべきなのは、A車がごく低速度で前進中であったことも証拠上否定できないからである。）であり、同付近の辺り（A車の後輪の車軸から車体の後端部まで約118.5センチメートルあることを考慮している。）で被告人車がA車に最初に追突したことが強く推認される。

(イ) ここで、タイヤ痕群乙Iを印象した後のA車の挙動について考察すると、タイヤ痕群乙Iの個々のタイヤ痕であるタイヤ痕E、F、G、Hが、いずれもやや左斜め前方に出た後にやや右斜め前方に屈曲するように印象されていることや、

その後、タイヤ痕群乙Ⅱ、乙Ⅲ、乙Ⅳと順次進むに従い、タイヤ痕が右方に徐々に湾曲する方向に印象されていることからすれば、タイヤ痕群乙Ⅰを印象した事象によってA車には右方（時計回り）に旋回する力が働いたことが明らかである。過去に私的鑑定を含め多数の交通事故鑑定を行った経験を有し、本件の交通事故鑑定も行ったM（以下「M」という。）も同旨の鑑定及び証言をしている。

そして、被告人車とA車の各性状及び各部位の地上高に鑑みれば、被告人車前部がA車後部に追突する場合に最初に両車両が接触する部位は、被告人車側では、被告人トラクタの最前部であるフロントバンパー及びフロントパネル若しくはフロントコーナーパネルのうち相当範囲部分であり、A車側では、荷台部の左右のあおり板の各後端面後ろのパワーゲート・アーム部及びパワーゲートのうち相当範囲部分であると認められる。また、事故後の被告人車のフロントバンパーは全面的に破損し、凹損し、フロントパネルは上下2段・左右3列の合計6か所ある網状部位のうち右下の部位が大きく損壊しているが、それより右方は同じ地上高にある右フロントコーナーパネルを含め大きな損傷はなく、かつ、同様の地上高にある左フロントコーナーパネルは、地上高約148センチメートルより下の部分が破損、脱落している。そして、この前記2点の大きく損壊している部位が、タイヤ痕群乙Ⅰとタイヤ痕群甲との位置関係に合わせて被告人車がA車に追突したと仮定した場合にA車と最初に接触すると考えられる被告人車の面に含まれ、2点の損壊箇所の距離がA車荷台の幅とおおむね一致し、2点の損壊箇所とA車の左右のあおり板の各後端面後ろのパワーゲート・アーム部（あおり板の存在のためにパワーゲートより後方からの衝撃に対して堅固と考えられる。）の位置が対応するといつてよいことや、左フロントコーナーパネルの破損脱落部品の一部と認められる破片が、前述のとおり、タイヤ痕群乙Ⅰの各タイヤ痕の終点付近の道路左端から発見されたこと、A車の荷台の左側あおり板後部が大きく曲損し、あおり板が倒れた状態であったこと、さらに、前述のとおり、タイヤ痕群乙Ⅰを形成する事象に始まりA車は右方に旋回運動を開始していることに照らせば、タイヤ痕群乙Ⅰを生じた事象は、被告人車がA車に対し、被告人車の左端がA車の左端に合わさる形で追突したことにより、追突の衝撃力でA車に水平方向前方に急激な加速度が生じて相当速い速度で前方に大きく移動し始める（これによる移動開始までの約0.1秒の間にA車の両後輪には下向きに押し潰すような力も働いている。）一方で、A車の重心に対して時計回りの回転力（力のモーメント）が加わり、右方に旋回する運動もし始めるというものであったと認められる。

そして、A車によるタイヤ痕群乙Ⅰを形成した事象は、上述のとおり、被告人車による最初の追突であると推認されるのであるが、以上の思考から明らかなどおり、最初の衝突地点がタイヤ痕群乙Ⅰの各タイヤ痕の始点の辺り（始点

から、後輪の車軸と後端部までの距離分金沢市方面寄りの地点付近) であるとしても、各車両の性状、損傷状況やその余のタイヤ痕群を始めとする事故後の路面の状況等と特に矛盾することなく、衝突後のA車の挙動を推測することができる。

すなわち、被告人車の最初の追突によって、被追突車であるA車の各後輪のタイヤによりタイヤ痕群乙Iが形成されたと考えることは、各車両の性状、損害状況や事故後の路面の状況等と何ら矛盾しないことになる。

(2) 弁護人の主張

ア 以上に対し、弁護人は、前述のとおり、被告人車がA車に追突したのは、タイヤ痕群乙Iの各タイヤ痕の始点よりも十数メートル金沢市方面の地点であり、A車は追突によって路面から浮上し、前部が下がり後部上がった形で飛翔し、前部から着地してフロントバンパー、フロントグリル及び前照灯等の前面下部に全幅的な破損を形成し、その後まもなく着地した後輪タイヤによって、タイヤ痕群乙I（タイヤ痕E、F、G、H）が印象された疑いがあると主張する（飛翔仮説）。

しかしながら、弁護人が主張するような形態で飛翔し、A車の前部が接地してそのフロントバンパー、フロントグリル等の前面下部が全幅的に破損するほど、後部が浮き上がったというのであれば、その縦回転の力のモーメントは相当大きく、これによりA車は前転のような形で回転してしまい、その後のA車がタイヤ痕群乙Iから始まる一連のタイヤ痕群を印象することはおよそ不可能ではないかという疑問はさて置き、前面下部の全幅的損傷後、前輪、後輪の順で着地したために後輪タイヤがタイヤ痕群乙Iを印象したというのであれば、A車のフロントバンパー及び前輪が路面に衝突した際の衝撃は相当強度のものであったと推認されるが、タイヤ痕群乙Iの各タイヤ痕の始点の路面付近には、A車のフロントバンパーが路面に衝突する際に形成すると推測される路面のけずれの痕跡(ガウジ痕)は何ら存在せず、前輪の各タイヤが印象したと認められるタイヤ痕も存在しない。

また、弁護人の主張によれば、被告人車はブレーキ制動もしないまま追突したことになるから、追突の衝撃力によって挙動が急に変化したことを示す被告人車のタイヤ痕が追突地点に存在する可能性も高いが、タイヤ痕群甲(各タイヤ痕の始点は、タイヤ痕群乙Iの各タイヤ痕の始点よりせいぜい約9メートル金沢市方面寄りに過ぎない。)よりも金沢市方面には被告人車により印象されたと認められるタイヤ痕は存在しない。

さらに、弁護人の主張によれば、A車が最初に追突された時点において、被告人車の一部が損壊し、その後いったんA車と離れて羽咋市方面に進行し、かつ、A車は着地時に前部を損壊していることになるから、追突地点よりも羽咋市方面にはタイヤ痕群乙I付近にかけて両車両の破損部品がある程度飛散し、かつ、A車の着地点となるタイヤ痕群乙I周辺にはA車の破損部品がある程度飛散していることも

予想されるが、これらの飛散物が落下していたとは認められない。なお、この点、弁護人は、前述のとおり、実況見分調書（甲1）の記載を争っているが、同調書添付の写真を見ても、タイヤ痕群乙I周辺やそれより金沢市方面に破損部品の飛散物があるとは認められない（なお、タイヤ痕群乙Iの各タイヤ痕の終点付近の道路左端に、前述のとおり、被告人車の左フロントコーナーパネルの破損部品は事故後に存在した。）し、上り線側に破損部品が飛散した場合であればともかく、事故現場そのものである下り線側のうち、タイヤ痕群乙Iより金沢市方面のみ、事故処理関係者が飛散物を早々に撤去したと考えることに合理性はない。

イ これに対し、弁護人は、A車のフロントバンパー、フロントグリル及び前照灯等の全幅的な損傷は、A車が飛翔し、前部から地面に着地したと考えなければ説明がつかない旨主張する。

しかしながら、A車の前面下部の全幅的損傷は、中央分離帯のガードロープ（中間支柱を含む。）に衝突したことによるものであると認められる。

すなわち、A車のフロントバンパーの左前角部分の車底部に肉片が、左前輪のサイドウォール部にも血痕様のものがそれぞれ付着していたこと及びBの遺体の損傷状況等からすれば、A車はBに衝突した後、左前部周辺でBを巻き込みながら相当程度の距離を進行したものと認められる。また、下り線17.3キロポストから約64.6メートルの中央分離帯上にBの左下肢及びA車の黄色棒状部品が残置され、その直近ではガードロープの中間支柱が根元から羽咋市方面を見てやや右斜め前方に折れ曲がって倒れていたこと（甲1の写真第70号を見ると、Bの左下肢の一部はこの中間支柱の下敷きになっているようにも見える。）からすれば、A車の左前部付近は、Bを巻き込んだまま中央分離帯付近まで進行したものと合理的に推認される。そして、現場付近の中央分離帯のガードロープは前述のとおり、地上高44センチメートル、61センチメートル、78センチメートル、95センチメートルの各位置にそれぞれワイヤーロープが張られ、6メートルおきに地上高約142センチメートルの中間支柱が存在するところ、ワイヤーロープや中間支柱は、その役割を果たすために、高速度で走行する車両にも相当程度耐えうるほどに強度を持っていると考えられる（ただし、中間支柱の地上高100センチメートルより上部は、柱状ではなく板状であり、それほど強度はないと思料される。）。そして、A車の右側面には、前部（キャビン部）右側面から右側あおり板にかけて広範囲が凹損し、同凹損箇所には緑色塗料が点在するなど、被告人車が右側面に接触した形跡があり、かつ、Bは最終的には被告人車の車底の下で発見されている。

加えて、A車のフロントパネルの「K」のロゴ付近の高さ（地上高約85センチメートルから約95センチメートル）に一番上部のワイヤーロープの高さと整合する横一文字の凹損が生じていたことや、下部3本のワイヤーロープの高さがA車の前面下部の全幅的損壊部分の地上高と整合すること、タイヤ痕群乙Iから乙IVまで

の軌跡及びタイヤ痕群甲の軌跡等を併せ考えると、A車は、中央分離帯上のガードロープのワイヤーロープ及び中間支柱に左前部を含めて衝突したことにより、前面下部を全幅的に損傷したほか、フロントパネルの「K」のロゴ付近の高さを横一文字に凹損し、その直後頃、被告人車に右後方から右側面をこするように衝突されながら追い抜かれたこと（なお、被告人車がガードロープを一部越えて反対車線側にタイヤ痕を印象させることができたのは、A車が先にガードロープの中間支柱を折損させたことが一因とも考えられ、Bの左下肢の切断は、それを挟み込んだ中間支柱をまたぐ形で被告人車が走行してBの胴体を引きずったためとも考えられる。）によって挙動を変え、最終的な位置まで移動したものと推認される。

ところで、A車の前面部がガードロープに衝突して破損した場合、多くの破損部品は上り線側や当該ガードロープのある中央分離帯に散乱すると考えられるところ、そのような部品として実況見分調書（甲1）上明らかに認められるものは、前記折損の中間支柱付近に残置された黄色棒状部品のみである（甲1の写真第68号を見るとほかにも候補はあるが、A車の部品か否かは判然としない。）。しかし、上り線側は交通回復のために比較的早期に飛散物の撤去が行われたことが推測される。現に、当該実況見分を実施中であるにもかかわらず、上り線側のガードロープ付近で路面を掃くようにして竹箒を手に行っている人物が実況見分時の写真の中に認められる（甲1の写真第68号）上、事故現場から移動されたA車の事故当日の写真（甲6の写真第28号、第38号）にはA車の荷台上にA車の原形をとどめたフロントバンパーの一部が積載されていることが明らかである。加えて、直後に来た被告人車の走行により破損部品の一部が移動させられたことも十分に考えられるから、上り車線側や当該ガードロープ付近にA車の全幅的破損による部品の多数が散乱していることが実況見分調書（甲1）上認められないことは、前記推認の妨げとなるものではない。

この点、弁護人は、A車が残したとみられるタイヤ痕からすれば、ガードロープにA車の左前部が衝突するような挙動になるとは考えられない旨主張する。しかし、A車が印象したとみられる一連のタイヤ痕（タイヤ痕群乙Iから乙IVまで）の形状及び向きを、実況見分調書（甲1）の写真に基づき分析すると、例えば、写真番号第62号を見れば、A車の車輪（Mの鑑定によれば前輪である。）のタイヤによるものと認められるタイヤ痕（タイヤ痕群乙IV）とガードロープとは、撮影角度による写真上の遠近を考慮しても、相当程度の角度を有していると認められ、このときのA車の向き及び位置を勘案すれば、ガードロープや中間支柱に対し、A車の右前面ばかりでなく、左前面も衝突する可能性が十分にあるといえる。

以上からすれば、A車の前面下部の全幅的損傷は、中央分離帯のガードロープのワイヤーロープ及びその中間支柱に衝突したことによるものであると認められるから、弁護人の主張を補強する事実とも、前記認定であれば説明がつかない事実と

もいえない。

ウ 弁護人は、被告人車の左フロントコーナーパネルの破片が下り線17.3キロポストから約13.8メートル（タイヤ痕群乙Iの始点から羽咋市方面に約2.4メートル）の道路左端に落下していることを挙げ、時速約80キロメートルで走行していた被告人車の部品が、慣性の法則にもかかわらず追突地点からわずかの地点に落下していることは不自然であり、追突地点は、同所よりももっと金沢市方面であったことを有力に示唆する旨主張する。

しかしながら、確かに、タイヤ痕群乙Iが最初の衝突時に印象されたA車の後輪タイヤによるタイヤ痕であるとする、既に述べているとおり、被告人車の左フロントコーナーパネルは、その際に破損、脱落したと認められるのであるが、弁護人の前記指摘は、道路左端で発見された左フロントコーナーパネルの破片の質量がA車の質量に比してごくわずかであることや、同パネルが被告人車の前面左端の部品であったことを度外視した主張である。すなわち、当該破片部品は、被告人車が衝突して破損、離断後、A車が前方に進み始める前に、A車の荷台の後端部（左端のパワーゲート・アーム部付近）から受ける衝撃力によって金沢市方面への力が作用し、質量がごく小さいために速度についてはその影響を大きく受け、羽咋市方面への速度をほとんど失い、かつ、被告人車の左端の部品であったためにその後は被告人車の進行方向から外れ、被告人車から羽咋市方面への力の作用をほとんど受けなかったために、発見地点で速度を停止したと物理的に理解することができる。

したがって、左フロントコーナーパネルの破片の落下位置は、追突地点がタイヤ痕群乙Iの各タイヤ痕の始点よりも十数メートル金沢市方面であったことを示す事情ではないし、前記認定にかかる追突地点とも全く矛盾せず、むしろ、タイヤ痕Gがタイヤ痕Cと、タイヤ痕Hがタイヤ痕Dとそれぞれ重なり合いを持つこと等と相まって最初の衝突がタイヤ痕群乙Iの付近で発生したことの一つの証左ともいえる事情である。

エ 弁護人は、その主張に整合する事実として、A車後部に位置する荷台が持ち上がり、銀色金属製ボックス等が、前述のとおり、事故前に比べて事故後では地上高が上昇している（弁20）点を挙げる。そして、被告人車のフロントコーナーパネル及びフロントバンパーの剛性とA車の後部の剛性とを比較して、最初の衝突時には、被告人車の剛性の低い部分がA車の剛性の高い部分に接触するので、A車にはほとんど力が伝わらず、次の瞬間、被告人車前部全面の地上高32センチメートルから42センチメートル程度（弁27の写真26では35センチメートルから45センチメートル程度と認められる。）に位置するフロント・アンダーラン・プロテクション（略称FUP。前方から衝突する乗用車が車両下へ潜り込むのを抑制する剛性の高い金属部分）がA車後方のパワーゲート・アームの起点となる剛性の高い黒色部品（以下、単に「黒色部品」という。）の後端下の斜辺（後端から前方に下がる辺）

部分に非直角的に衝突して、A車後部に前方斜め上向きの力が働き、A車後輪は浮き上がったため、最初の衝突の際にはタイヤ痕を印象しなかったと主張する。

しかし、この飛翔仮説には、概に指摘したとおり種々の難点がある上、それらを考慮外に置くとしても、A車の荷台下部の銀色金属製ボックス及び黒色部品は、後輪タイヤに食い込むほどに前方に押し込まれているほか、その上部のパワーゲート周辺部位も後輪タイヤの位置付近まで押し込まれており、また、右後輪タイヤのホイールが上方から押しつぶされるように曲損していること等に照らせば、A車が追突されたことによる移動を開始するまでに、被告人車からA車に対して、水平方向（羽咋市方面）に相当大きな力（時間を考慮すれば相当量の力積）が作用したことにより、その力により荷台後部が前方に移動する中で、その下部の銀色金属製ボックス及び黒色部品が各後輪に衝突して各後輪に対しては下向きの大きな力が作用し、荷台自体に対しては銀色金属製ボックス等を介してその反作用としてそれと同量の上向きの力が作用したことが明らかである（作用・反作用の法則）。なお、この場合、A車全体としては上下に同量の力が作用している（水平方向の力の一部が上下に分解したともいえる。）ことから、この上向きの力の作用で、A車が飛翔することにはならない。

したがって、A車の荷台や部品類の上昇は、飛翔仮説を採らなくとも十分説明できるのであって、飛翔仮説の裏付けとはならない。この点については、Lも同趣旨と理解できる証言をしている（第9回公判証人尋問調書59頁）。

オ そのほか、弁護人は、飛翔仮説に整合する事実として、A車の左前輪タイヤのみがバーストしていることを主張する。

しかし、同タイヤのみがバーストしたのは、A車の描いた軌道や、A車左前部が前述のとおりBを巻き込みながら進行したこと（その進行時に印象したタイヤ痕と認められるタイヤ痕群乙IVのタイヤ痕の数は、前輪タイヤの総数に等しい2本で、左側が右側より極端に長いことから、この時点で左前輪の転動が車両速度に追いついていなかったことも十分考えられる。）、その後、A車がガードロープのワイヤーロープ及び中間支柱と衝突したこと、さらに、被告人車から右側面への衝突も受けてA車が左方に進路を変えたことなどを前提とすれば、A車には終始、左右対称な力が加わったとは到底いえないから、左車輪のタイヤのみがバーストしていることも、当裁判所の推認に反するものではなく、弁護人の主張を支える事実でもない。

カ さらに、弁護人は、その主張に整合する事実として、Aの警察官調書（甲28）添付のA直筆の図面において、Aが、事故前の配置として、Bの位置から1本分金沢市方面寄りの車線境界線上にCを、その次に金沢市方面寄りの車線境界線上にA車を書いていることを挙げ、法令上、車線境界線1本の長さが8メートル、車線境界線と車線境界線の間隔が12メートルと定められているから、最初の追突時、A車はBがいた位置から約40メートル金沢市方面寄り、すなわち、タイヤ痕群乙Iよりもかなり金

沢市方面寄りに停止していたことになる旨主張する。

しかし、Aは、同供述調書において、作業の関係上位置は前後するとの断りつきで、すなわち、あくまで事故日の作業の一般的な状況として、「ニーダーとDさんは空白と白線1本分の間を空け、Dさんの真後ろの白線をBがライン引きをし、その後ろの白線辺りにCさんがいて、(中略)Cさんの後ろの白線辺りに私の規制車(A車のこと)が止まっていた。」旨供述し、その説明として前記図面を手書きで作成しているであり、正に事故の瞬間にA車が白線よりも金沢市方面に止まっていたなどとは供述していない。また、公判においても、前記供述は事故日の作業の一般的な状況であって、事故の瞬間時の記憶はなく、この図面も車線境界線との位置関係を正確に記載したものではない旨証言している。さらに、この図面が白紙に定規等を使用せずにフリーハンドで描かれたものであることも勘案すれば、この図面上の距離間隔を重視することは失当である。

(3) 小括

以上の検討によれば、被告人車がA車に最初に追突した直後のA車の拳動として、A車が上方に浮き上がった合理的な可能性があるとは考えられず、最も金沢市方面にA車が印象したタイヤ痕群であるタイヤ痕群乙Iの各始点付近が、最初の追突時にA車の各後輪が存在した地点であるとの前記推認による認定に合理的な疑いはない。

4 タイヤ痕群甲の印象状況

(1) タイヤ痕群甲の性状等

タイヤ痕群甲を構成するタイヤ痕A、B、C、Dは、右に旋回する付近(各始点から羽咋市方面に約20メートルの地点付近)から急激に薄く印象され、それ以降は薄い帯状に印象されたタイヤ痕となっているところ、右に旋回する付近よりも金沢市方面の状況を子細に見ると、各タイヤ痕は薄く印象されている部分と濃く点状に印象されている部分が、必ずしも同じ幅で印象されておらず、濃く点状に印象されている部分が薄く印象されている部分よりもわずかに外側に飛び出るように印象されており、帯状のタイヤ痕と点状のタイヤ痕とが重なり合ったもののように見える。そして、前記右に旋回する付近のタイヤ痕A、Bについて見ても、濃く点状に印象されている部分が薄く印象されている部分よりも明らかに若干右側あるいは左側に飛び出るように印象されており、(甲1の写真第56号、第57号等参照)、やはり帯状のタイヤ痕と点状のタイヤ痕とが重なり合ったもののように見える。他方で、被告人車のブレーキ制動は、被告人トラックだけではなく、被告人トレーラにも作用する(ただし、ABSが搭載されているのは被告人トラックのみ。)にもかかわらず、タイヤ痕A、B、C、Dのほかにも、同各タイヤ痕の近辺に、被告人車によって印象されたと認められる別のタイヤ痕は存在しないと認められる。これらのことからすれば、タイヤ痕A、B、C、Dのうち、急激に印象が薄くなる右に旋回する付近より金沢市方面のものは、それぞれ単一のタイヤにより印象されたものではなく、いずれも複数のタイヤによって印象されたものと考え

るのが合理的である。ただし、被告人トラクタの後輪の前後2輪のタイヤの組や、被告人トレーラの前後3輪のタイヤの組をそれぞれ構成する各タイヤが組となる前後のタイヤと別の動きをすることは考えにくいから、ここで言う「単一」、「複数」という表現は、組単位でのものであり、以下の論述でも同様である。

そして、タイヤ痕A、B、C、Dのうち、右に旋回する付近までの各タイヤ痕をみると、濃く点状に印象された部分は、その幅などからして、それぞれ同じタイヤにより連続的に印象されたものとみるのが自然であり、他方で、薄く印象された部分は、それぞれ同じタイヤにより連続的に印象されたものと見るのが自然である。しかも、タイヤ痕A、B、C、Dは、それぞれ、各始点付近から濃く点状に印象された部分と薄く印象された部分とが混在しているのであるから、いずれも、各始点からすでに複数のタイヤによって印象されているものと認められる。そうすると、タイヤ痕A、B、C、Dは、それぞれ、各始点付近から、少なくとも、被告人トレーラの車輪のタイヤのみによって印象されたものとはいえず、被告人トラクタの車輪のタイヤ(4条であるから後輪タイヤ)のタイヤ痕も印象されているものと優に認められる。

この点、Lは、タイヤ痕A、B、C、Dの濃い部分については被告人トラクタによって印象されたものであり、薄い部分が被告人トレーラによって印象されたものである旨証言しているが、被告人トラクタの車輪のタイヤによる点状のタイヤ痕と被告人トレーラの車輪のタイヤによる帯状のタイヤ痕とが重なり合っており、点状の部分が重なり合いにより濃く印象されていることを意味する証言と理解できる。また、K自動車株式会社の交通事故の原因調査業務に長年従事してきたN(以下「N」という。)も、タイヤ痕A、B、C、Dが被告人トラクタと被告人トレーラの双方の車輪タイヤによる印象であることを否定する証言をしていない。

(2) 考察

以上によれば、タイヤ痕A、B、C、Dのうち、右に旋回する付近までの部分は、それぞれ、被告人トラクタと被告人トレーラの双方の車輪タイヤによって印象されたものであると認められる。また、タイヤ痕A、B、C、Dの各始点付近から既に濃く点状に印象された部分と薄く印象された部分があると認められるから、同所付近では、路面に被告人トラクタのタイヤ痕を残すような被告人車の挙動の変化があったことが認められる。そして、タイヤ痕A、B、C、Dの各始点は、タイヤ痕群乙Iの各始点から約9メートル金沢市方面寄りにあり、事故前の被告人トラクタは、最前部から後輪第2列目の車軸までの距離が約583.5センチメートル(弁12)であり、事故前のA車は、後輪の車軸から車体後端部までの距離が約118.5センチメートル(甲69)であったと認められることからすれば、遅くとも、被告人トラクタがA車に追突する2メートル程度手前では既に被告人トラクタの後輪にタイヤ痕を印象させるほどの急な挙動変化、すなわち、急制動が生じていたと認められる。

なお、検察官及び弁護人の主張に鑑み、ABSについて若干付言すると、タイヤ痕A、

B、C、Dのうち、右に旋回する付近までのタイヤ痕の濃く点状に印象された部分は、被告人トラクタの後輪タイヤによるものも重ねられているところ、L証言やM証言等に照らすと、点状になったのは、被告人トラクタのABSが働いた結果と認められる。これに対し、Nは、ABSはおおむね約0.5秒の間にロックと解除を1サイクル行うことを前提に、点状の各痕跡間の距離が被告人車の速度に照らして短すぎるとして、ABSが働いた結果であることを否定する証言もしているが、ABSは、「車輪速度センサーの信号から、車輪速度、車輪加減速及び車体速度を計算し、車両が走行中、ブレーキが掛けられ、車輪速度が急減速し、車体速度と既定値以上の差が生ずると車輪がロックする傾向に向かったと判断し、ABSモジュレーターを駆動させ、ブレーキ圧を保持し、この状態で車輪速度がさらに減速すると車輪がロック傾向にあると判断してブレーキ圧を減圧し、以後、車輪ロックが回避されたと判断すると、ブレーキ圧の保持、増圧を繰り返すもの」(甲61)であって、時間で制御されるものではないことを軽視している上、被告人トラクタの後輪が前後2輪のタイヤ(車軸間の距離は131センチメートル)で、ABSは後輪の前後の両車輪に働く(なお、前輪にも働く。)こと等を看過しているのではないかという疑問があり、採用できない。

(3) 小括

以上を前提に考察すると、被告人車は、A車に最初に追突するより前から、被告人トラクタの後輪がタイヤ痕を印象するような急制動がかかっていたことになるどころ、少なくとも事故を除いては、高速走行中の車両について運転者がブレーキペダルを踏む以外にタイヤ痕を印象するような制動がかかることは想定しがたいことからすれば、タイヤ痕群甲は、被告人がブレーキペダルを踏んだことで急激な制動がかかり、そのことにより印象されたものであることが強く推認される。

そして、被告人車の運行記録データ(甲59。記録システムの名称「みまもりくん」)を見ても、被告人車は、平成26年7月2日午前10時31分45秒頃に、それまでは時速80キロメートル前後で走行していたのに急激に時速0キロメートルまで低下しているところ、追突前、すなわち被告人車に大きな衝撃が生じていない時点において、被告人車が運転者である被告人の意識的な行動によらずにこのような急減速をする契機があるとは考えがたい。

さらに、被告人は、最初の追突地点の直前まで、左方へ下降の横断勾配、上昇の縦断勾配及び緩やかな左カーブの続く道路を、逸れたりすることなく、おおむね時速80キロメートルの速度で被告人車を走行させていたのである(目撃者Oの検察官調書〔甲31〕)から、追突直前までにおいて、ある程度、意識的に運転操作をすることができていたと考えるのが合理的である。

以上からすれば、タイヤ痕群甲は、被告人が意識的にブレーキペダルを踏んで、急制動の措置を講じたことにより印象を開始したものであることが認められる。

(4) 弁護人の主張

ア この点、弁護人は、何らかの事情で意識消失している運転者が何らかの拍子に足でブレーキペダルを踏み込むこともあり、本件でも被告人の意思によらずに被告人トラクタの制動に伴うABSが作動する可能性は充分にあるなどと主張する。

しかし、自動車の運転者が、走行中に何らかの事情で意識を失ったとしても、単に運転者の身体が弛緩等するのみであり、アクセルペダルに乗っていた右足が、ブレーキペダルに踏みかえられることは考えがたい。まして、ここでは最初の追突地点より前のブレーキ痕の印象状況を検討しているのであり、意識を失った運転者の姿勢が大きく動くことも想定されないのであるから、尚更である。また、被告人車の運転席は、その床の中央付近にハンドル支柱があり、その左側にクラッチペダル、右側にブレーキ、アクセルの各ペダルがある構造であり（甲9の写真37）、運転者の左足が、無意識下でブレーキペダルを踏むこともほぼあり得ない。

そうすると、本件では、被告人の意思と関係なくブレーキ制動がされた具体的な可能性はなく、弁護人の指摘は理由がない。

イ 弁護人は、被告人車が最終的に停止したのは、タイヤ痕群乙I付近から（図上計測で）77メートル近く進行した地点であり、意識的に急制動措置をとった車両の停止距離としては長すぎる旨主張する。

しかし、弁護人の主張は、普通自動車がノーマルタイヤを装着した場合の制動距離を前提としていられるところ、重量の重い大型貨物自動車、しかもセミトレーラを牽引中（被告人車の総重量は約19.48トン）の場合、普通自動車と比べて制動距離が伸びることも考えられ、また、被告人車は、事故当時、夏季であるのに全ての車輪にスノータイヤを装着していたのであるから、それによっても制動距離は伸びるものと考えられる。また、タイヤの摩耗状況や路面状況等によっては、更に制動距離が伸びることも想定できる。さらに、そもそも、被告人が最初の衝突直後以降も最終停止位置までブレーキペダルを持続して強く踏み続けることができたとは限らない。（タイヤ痕も最終停止位置までは印象していない。）

そうすると、被告人車の最終停止位置は、被告人が最初の衝突前に意識的にブレーキペダルを踏み込んでいたことと矛盾するものではない。したがって、弁護人の主張は採用できない。

5 被告人供述及びその信用性

(1) 被告人供述の概要

被告人は、本件事故の際の状況等について、大要次のとおり供述する。

北陸自動車道の加賀インターチェンジ近くのガソリンスタンドに着く手前で、腹部（胃）の痛みを感じたが、そのまま車を運転していた。胃の痛み以外には、胸の痛みを含め体調不良はなかった。のと里山海道に入り、羽咋市方面に向かい走行車線を時速80キロメートル以上で走行していると、黄色い工事車両が停車しているのを、同車から目測で500から600メートル金沢より（金沢市方面より）の地点で気付いたので、

車線変更しなければならなかったと思った。工事車両に気づいてから約四、五秒後に、右後方を右サイドミラーで確認し、目視しようと首を振ったときに、頭がしびれたようになり、目の前が真っ暗になり、立ちくらみのように前がみえなくなった。そのあとの状況は覚えていないが、次に覚えているのは私の運転している車が中央分離帯に乗り上がって、止まるか止まらないかくらいのときで、私は右肩を前に出すような体勢で、体全体が前方にでており、両手はハンドルの上に、両足は座席下の床についており、気付いた後に私の運転していた車両は止まった。

本件事故よりも前の似たような出来事として、平成25年11月頃に自宅でテレビをみているときに意識はあったが後ろに倒れたことと、平成26年5月に歩いているときに目の前が真っ暗になったことがあった。また、メニエール病の診断を受けたことがあったほか、10年ぐらい前から二、三か月に1回、心臓が締め付けられるような痛みを感じることもあった。

(2) 信用性の検討

ア 前期のとおり、被告人車に急制動がかかり始めたのは、A車に最初に追突するより前であったと認められるところ、被告人供述を前提にすれば被告人が意識を失ってしばらく進行した後に、急制動がかかったことになるが、進行中に意識を失った被告人が、追突前にブレーキペダルを踏んだ具体的な可能性がないことはこれまで論じてきたとおりであり、被告人の供述は、これに矛盾するものである。

そして、この点を置くとしても、被告人供述によれば、被告人車は、被告人が意識を喪失してから、約400メートル、約18秒間(時速80キロメートルとして計算)の長さにもわたり、運転者の意識消失状態にもかかわらず、前期横断勾配、前期縦断勾配及び前期左カーブがある道路を大きく逸れることもなく、かつ、速度を大きく変えることもなく、時速約80キロメートル前後の高速で走行していたことになる。しかも、前記の「みまもりくん」によれば、被告人車は最初の追突の直前(数秒前)に現場は上昇の縦断勾配にもかかわらず、若干ではあるが速度を増している。

しかし、意識を消失した場合には、通常、四肢は弛緩等の状態になり、少なくとも柔軟な運転操作はできないと考えられるから、このような道路の構造に応じ、進路や速度を維持した運転操作ができていたことは極めて不自然である。

イ この点、弁護人は、被告人は事故発生後早い段階から意識を消失したと訴え、現に冠攣縮性狭心症や神経調節性失神に罹患していると診断されたところ、事故前にはこのような診断を受けたことはなかったのであるから、被告人は、被告人自身も知らなかった自身の病気の症状を述べたことになり、意識消失状態に陥った旨の供述は信用性が高いと主張する。

しかしながら、確かに、被告人は、事故後になって冠攣縮性狭心症への罹患や神経調節性失神への罹患疑いという診断を受けており、少なくとも冠攣縮性狭心症については事故時もこれに罹患していた可能性が高く、かつ、被告人自身は冠攣縮性狭心症への罹患等を認識していなかったことが認められるのであるが、被告人は、事故前から「意識を失

うことがあった。」旨の供述もしており、そのような経験が真実であれば、それを念頭に、事故直前に意識を消失した旨の弁解をすることは可能であった。したがって、被告人が事故前に前記各疾病への罹患又は罹患疑いの診断を受けていなかったことをもって、被告人が全く知らない症状を言い当てたと評価してこれを被告人供述の信用性を検討するに当たって過度に重視することは相当ではなく、この点が前述の客観的状況からみた不自然さを超える程度に被告人供述の信用性を高めるとはいえない。

ウ 以上からすれば、事故直前に意識を消失した旨の被告人供述は信用できない。

6 過失の有無・内容の検討

(1) 検討

これまでに認定した事実をもとに、被告人の過失の有無・内容を検討する。

前記認定のとおり、被告人車は、A車に追突する前からブレーキによる急制動がかかっていたものである。そして、被告人が追突直前に意識を消失していなかったと認められることからすれば、被告人は、何らかの理由により集中力を低下させた状態で前方を十分に注視せずに被告人車を走行させていたところA車の存在に気付くのが遅れ、咄嗟にブレーキペダルを踏んだが間に合わずにA車に追突したことが推認される。

(2) 弁護人の主張

この点、弁護人は、追突前において被告人が意識を有していたのであれば、直ちに右旋回の回避措置をとるはずであり、衝突して20メートル程度も進んでからハンドルを右に切り始めるのは不自然である旨主張する。しかし、被追突車両を追突直前になって認識した者の心理として、まずは停車すべくブレーキペダルを踏むことに意識が向くことは特段不自然とはいえない。そして、走行車線(左側車線)を走行している場合には、追越車線(右側車線)側後方に車線変更の妨げとなる車両が走行している可能性を意識しているのが通常で、とりわけ全長のすこぶる長い被告人車の運転者としてはその意識が強かったことも考えられる上、現に、本件事故の直前にはO運転の貨物自動車被告人車の斜め後方の追越車線上に存在していたと認められる(甲31)から、追突する直前にその危険を感じた場合に、ハンドルを右に切ることができなかったとしても不自然ではない。

また、弁護人は、被告人に意識があったのであれば、約600メートル前から知覚できるA車に追突する直前まで気付かないことは不自然である旨主張する。

しかしながら、被告人が完全な覚醒状態で、かつ、意識を前方に集中させていたのであればともかく、疲れや考え事等のために集中力を低下させた状態にあったとすれば、目の道路の状況に従って進行することはできていたものの、20メートル前後(制動が効き始めたのがA車の後端部まで約2メートルに迫ってからであっても、被告人が衝突の危険を知覚してから[ブレーキの踏み込みを経て]ブレーキによる制動効果が出始めるまでには0.7から1秒程度の時間を要し、その間に時速約80キロメートルの速度の被告人車であれば15メートルから22メートル程度は進行することになるため。)前方に迫るまでA車に気付かなかったということは、十分に考えられる。また、被告人が社内カーナビゲーション等の操作等のため比較的長

い時間脇見をしたため、A車に気づくのが遅れたなどの理由もあり得ないわけではない。

したがって、気付かなかったことが必ずしも不自然とはいえない。

(3) 結論

以上によれば、弁護人の主張を踏まえても、前記推認は破られず判示のとおり過失が認定できる。

(法令の適用)

被告人の判示所為は、被害者ごとにそれぞれ自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文に該当するが、これは1個の行為が3個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により1罪として犯情の最も重いBに対する過失運転致死罪の刑で処断することとし、所定刑中禁固刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を禁固2年10月に処し、同法21条を適用して未決拘留日数中40日をその刑に算入することとし、訴訟費用については、刑事訴訟法181条1項本文により全部これを被告人に負担させることとする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、自動車専用道路において、自動車を運転中、前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま進行したため、進路前方で、車線境界線塗り替え作業の告知のために停止又はごく低速度で進行していた規制車両に気づくのが遅れ、急制動の措置をとったが間に合わずに、自車を迫突させる事故を惹起し、その結果、路上作業に従事していた作業員2名を死亡させたほか、前記規制車両運転者にもけがを負わせたという過失運転致死傷の事案である。

被告人の過失は、単純ではあるものの、自動車運転者に課されている極めて重要で、基本的な注意義務の違反であり、しかも、職業運転手である被告人が、セミトレーラを牽引する大型貨物自動車(総重量19トン以上)を、時速約80キロメートルの速度で運転する最中での注意義務違反であったことや、事故現場までの見通しは非常に良く、走行車線走行中の車両への進路変更を促す電光掲示板を搭載してこれを作動させていた前記規制車両を、数百メートル手前から十分確認できたこと等を勘案すると、どの被害者との関係でも一方的なものであり、過失の程度は重い。

そして、本件事故により、いずれも働き盛りの年齢である路上作業員2名を死亡させ、規制車両運転者に安静加療約10日間を要する傷害を負わせたもので、本件の結果は重大である。

したがって、本件は、自動車専用道路における過失運転致死傷事案の中でも、犯情の重い事案といえることができる。

以上に加え、被告人は、平成7年と平成12年にもそれぞれ大型貨物自動車を運転中に人身事故を起こし、後者では被害者を死亡させていたものであり、また、近年にも2度にわたり安全運転義務違反を伴う交通事故を起こしていたのであるから、交通規範を遵守して人命を保護することが特に期待される立場にあったのに、前記のような注意義務違反に及んだ上、現在に至るまで自己保身的な弁解に終始していることや、死亡被害者らの各遺族や傷害被害者が被告人に対する相当厳しい処罰感情を示していること等の事情も考慮すると、他方で、任意保険により遺族らや傷害被害者に既に損害賠償金が支払われて各示談が成立していることや、被告人に禁固

以上の前科はないことなど、被告人に有利な事情もあることを考慮しても、被告人を主文の禁固刑の実刑に処するのが相当である。(求刑禁固5年)

平成29年3月31日

金沢地方裁判所

裁判長裁判官 Q

裁判官 R

裁判官 S

別添資料2 第二審判決文

※判決文のままであるが、人物、地名並びに名称については、報告書との整合をとるため変更した。

平成29年12月14日宣告

平成29年(う)第30号

判 決

本籍 (省略)

住居 (住所省略)

アルバイト

当該運転者

昭和29年(以下省略)生

上記の者に対する過失運転致死傷被告事件について、平成29年3月6日金沢地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官Y出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣意は、主任弁護士V、弁護士W及び弁護士X共同作成の控訴趣意書(主任弁護士作成の平成29年7月10日付け、同月19日付け及び同年8月2日付け各「控訴趣意書の訂正書」による訂正を含む。)、控訴趣意補充書及び平成29年9月8日付け控訴趣意補充書(2)並びに主任弁護士作成の控訴趣意補充書(5)のとおりであり、これに対する答弁は、検察官Y作成の答弁書及び補充答弁書(ただし、2頁14行目の「(同号証の)」から16行目の「推認される)」までの部分を除く。)のとおりである。

論旨は、訴訟手続の法令違反及び事実誤認の主張である。

なお、訴訟手続の法令違反の主張は、事実誤認の主張に対する判断内容に関連することから、論理的先後に関わらず、後者から検討する。

第1 事実誤認の主張について

1 論旨は、要するに、原判示の自動車専用道路（以下「本件専用道」ともいう。）において、被告人が運転していたセミトレーラ牽引の大型貨物自動車は、作業中の普通貨物自動車に衝突する事故（以下「本件事故」という。また、被告人が運転していた車両を、トラクタ及びトレーラを併せ「被告人車両」といい、Aが運転していた車両を「被害車両」という。）が発生し、その結果、作業員3名のうち、2名が死亡し、1名が傷害を負った事実は争わないが、被告人は、当時、冠攣縮性狭心症又は神経調節性失神あるいはその双方の発作により意識を失い、その状態のまま被告人車両を進行させ、被害車両に衝突させたのであり、被告人に過失はなかったのに、被告人に原判示の過失があるととして過失運転致死傷罪の成立を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるというものである。

2 事案及び原判決の概要

- (1) 本件は、被告人が、平成26年7月2日午前、被告人車両を運転し、石川県かほく市の通称「のと里山海道」下り線17.3キロポスト（以下「本件ポスト」という。）付近の片側2車線道路の走行車線を金沢市方面から羽咋市方面へ向け、時速約80kmで進行するに当たり、前方を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方を十分注視せず進路の安全確認不十分のまま同速度で進行した過失により、進路前方に、交通規制を告知する電光掲示板を搭載し、停車中又はごく低速度で前進中のA（当時34歳）が運転する被害車両を至近距離に迫ってようやく認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同車後部に自車前部を衝突させ、その衝突により被害車両を前方に押し出し、同車前方で車線境界線塗り替え作業等に從事していたB（当時30歳）及びC（当時45歳）に同車を衝突させるなどし、よって、Aに安静加療約10日間を要する多部位打撲等の傷害を負わせるとともに、Bを頭蓋骨粉碎骨折に基づく脳挫傷により、Cを腹腔内出血等に基づく外傷性ショックにより、それぞれ死亡させたという事案である。
- (2) 被告人及び原審弁護士（当審弁護士3名と同じ）は、原審において、外形的な事実関係及び被告人に公訴事実記載の注意義務があることを認めた上、被告人は、当時、冠攣縮性狭心症又は神経調節性失神あるいはその双方による発作を起こし、意識を失った状態で被告人車両を進行させ、被害車両に衝突させたのであり、被告人に結果回避可能性はなく、過失はなかった旨主張した。
- (3) 原判決は、概略、次のような認定判断により、被告人の過失を認め、原判示の事実を認定した。

すなわち、原判決は、前提事実として、本件事故現場付近の道路や事故の状況、現場付近に印象されていたタイヤ痕、各車両の位置、主な落下物の状況、被害者らの状況、事故前後の各車両の変化等を認定した上、まず、被告人車両が被害車両に追突した地点に関し、結論として、原判決のいう「タイヤ痕群乙Ⅰ」（以下、本件

事故現場の道路上に印象されたタイヤ痕等については、便宜、原判決による定義及び呼称に従う。)の各始点が最初の衝突時に被害車両の後輪が存在した位置付近であり、その辺りで被告人車両が被害車両に最初に追突したことが強く推認されるとし(以下、原判決が認めた衝突地点を「本件衝突地点」という。)、追突地点はこれより十数m金沢市寄りの地点であったとするなどの弁護人の主張を排斥した。

次に、原判決は、「タイヤ痕群甲」を構成するタイヤ痕4本(タイヤ痕AないしD)の印象状況やその発生機序等を検討し、遅くとも、被告人車両のトラクタ(以下、単に「トラクタ」ともいう。)が被害車両に追突する2m程度手前では、既にトラクタの後輪にタイヤ痕を印象させるほどの急な挙動変化(急制動)が生じていたと認められるとし、被告人車両は、被害車両に最初に追突するより前から、トラクタの後輪がタイヤ痕を印象するような急制動がかかっていたことになるとして、「タイヤ痕群甲」は、被告人がブレーキペダルを踏んだことで急激な制動がかかり、これにより印象されたことが強く推認されるとした。そして、追突前の被告人車両に大きな衝撃が生じていない時点で、同車が被告人の意識的な行動によらずに急減速する契機があるとは考え難いとし、被告人は、最初の追突地点直前まで、左カーブの続く道路をそれたりすることなく、おおむね時速80kmで被告人車両を走行させていたことから、追突直前まで、ある程度意識的に運転操作をすることができていたと考えるのが合理的であるとして、「タイヤ痕群甲」は、被告人が意識的にブレーキを踏んで、急制動の措置を講じたことにより印象を開始したことが認められるとした。

そして、原判決は、被害車両に気付いてから、車線変更をしようとしてサイドミラーで確認するなどしたとき、前が見えなくなった旨を述べた被告人の原審供述につき、進行中に意識を失った被告人が追突前にブレーキペダルを踏んだ具体的な可能性がないことと矛盾し、道路構造に応じ、進路や速度を維持した運転操作ができていたことは極めて不自然であるとして、被告人は冠攣縮性狭心症等の診断を受けており、少なくとも、同狭心症は事故時に患していた可能性が高く、被告人自身これを認識していなかったことが認められるが、このことをもって、被告人の原審供述の信用性の検討に当たり過度に重視することは相当ではなく、客観的状況から見た不自然さを超える程度に信用性を高めるとはいえないとして、被告人の原審供述を排斥した。

その上で、原判決は、被告人車両は、被害車両に追突する前からブレーキによる制動がかかっており、被告人が追突直前に意識を消失していなかったと認められることから、被告人は、何らかの理由により集中力を低下させた状態で、前方を十分注視せず被告人車両を走行させていたところ、被害車両の存在に気付くのが遅れ、とっさにブレーキペダルを踏んだが間に合わず、同車に追突したことが推認されるとし、弁護人の主張を踏まえてもこの推認は破られないとして、被告人の過失

が認定できると判断した。

- 3 当裁判所も、被告人は、本件当時、冠攣縮性狭心症にり患していたが、その発作等により意識を消失した状態で被害車両に衝突したとはいえ、前方不注視の過失により本件事故を惹起したと認めるのが相当であり、原判示の事実を認定した原判決の結論は是認することができるものと判断する。

以下、所論に鑑み、記録により補足して説明するが、その前提として、本件における争点の在り方について確認しておく。

本件は、自動車専用道路の走行車線を走行していた被告人車両が、同車線上で作業中の被害車両に高速で衝突した結果、作業員3名が死傷した交通事故の事案であり、各車両の衝突地点を除き、事故状況等の外形的事実自体におおむね争いはなく、記録上も容易に認定することができる。

本件における検察官の主張は、被告人の前方不注視という単純過失をいうものであり、本件事故の外形的状況からすれば、本件では、事故直前に被告人が冠攣縮性狭心症等による発作のため意識を失った可能性があるか否かが実質的な争点となる。検察官は、事故直前の被告人車両の走行状況や速度変化、路面上に印象されたタイヤ痕の位置等から、被告人は被害車両に衝突する直前まで被告人車両を意識的に操作していたとし、被告人が意識を失ったことはなく、その原審供述は信用することができない旨主張したのに対し、原審弁護人は、被告人の意識消失の可能性をうかがわせる事情として、被告人車両が被害車両に最初に衝突した地点は、検察官主張の同地点より更に金沢市寄りであったこと、被告人車両に制動がかかったのは、衝突した衝撃により被告人の足がブレーキペダルを踏み込む形になったこと等を挙げ、各車両の損壊状況、路面上のタイヤ痕等の有無等はこれらを示すものであるとし、被告人が前記疾患により意識を失ったという合理的な疑いが残る旨主張した。

被告人の過失の有無は、飽くまで、本件事故直前に被告人が前記疾患による発作のため意識を失った可能性があるかどうかであり、被告人車両が被害車両に衝突した位置を巡る主張立証は、この可能性の有無を判断する上で重要な間接事実の一つといえるものの、それのみで決せられる訳ではない（この点、所論は、被告人車両と被害車両が最初に衝突した具体的位置が被告人の過失の有無の判断に決定的な意味を持ち、これに関する原判決の認定が誤っていれば直ちに被告人に過失がないとの判断に至るかのよう主張するが、採用し難い。）。

しかし、原審における審理経過や原判決の認定判断の内容に鑑み、各車両の衝突位置に関する検討から始めることとする（原判決は、被告人車両が被害車両に衝突した地点につき、相当の比重を置いて判断を加え（「事実認定の補足説明」3）、次に、被告人が意識的に制動をかけたかどうかに関して、タイヤ痕（「タイヤ痕群甲」）の印象状況を検討した後（同4）、被告人の原審供述の信用性を検討する中で、被告人が冠攣縮性狭心症等にり患していたかどうか、そのため、本件事故直前に意識消失を来した可能性があ

ったかどうかという被告人の過失の有無に関わる主要部分を判断している（同 5、6）。このような原判決の構成をみると、各論点の意味合いや重要性の程度が必ずしも十分に考慮されていないようにうかがわれるが、これは、争いのない事実の範囲や当事者の主張立証内容等を十分整理しないまま、証拠調べを進めた原審の審理経過を反映したものといえる。結果論ながら、本件における当事者の主張内容に照らせば、期日間整理手続に付すか、期日間の打合せを十分活用し、当事者の主張等を十分整理した上で、審理を進めていくべきであったと考えられる。。

4 各車両の衝突位置について

(1) 本件事故現場付近の道路状況、事故前の被害者らの作業内容や各自の位置、路面上に残されたタイヤ痕の状況、被告人車両及び被害車両の構造や事故後の状況等、被害者らの受傷内容等は、おおむね原判決認定のとおりである（「事実認定の補足説明」2(1)、(2)ウ、(3)ア(ア)(イ)・エ、(4)ア・イ）。

また、記録によれば、次の事実が認められる。

ア 本件事故当時、天候は良好で、本件専用道の路面は乾燥しており、本件ポストまでの下り線の交通量は少なく、被害車両の存在は本件ポスト手前約616mの地点から確認可能であった。

イ 本件ポストから羽咋市方面に向けた先の走行車線上では、Eが運転するニーダ一車（材料運搬用のトラック）に続き、D（プライマー（接着剤塗布）作業担当）、B（白線塗装作業担当）、C（交通誘導担当）、Aが運転する被害車両、F（交通誘導担当）の順で車線境界線（12m間隔で連なる長さ8mの白色破線）の塗り替え作業を行いながら、羽咋市方面に進んでいた。また、Aは、前方の作業状況を見て、余り距離を空けないようにしながら被害車両の停止と発進を繰り返していた（本件事故時、Bが原判決添付の別紙「交通現場見取図」（以下「本件見取図」という。）中の㊸点にいたことは、同点の車線境界線の白線の塗布が一部で途切れていること（実況見分調書（原審甲1）添付の写真番号第61号・第62号参照）から明らかである。）。

ウ 被害車両は、後部に備え付けられたパワーゲートを立てた状態で、荷台に搭載した電光掲示板（高さ275cm、底面枠は125cm×138cm）を表示させながら、本件専用道走行車線で停止又は低速で前進していたところ、後方から被告人車両に衝突され、前方に押し出されると、作業中のC、Bに順次衝突して追越車線に入り、中央分離帯に沿いながら羽咋市方面に向け左斜め方向に進んだ後、同車線上にほぼ真つすぐの状態になり、被害車両後部が被告人車両最後部におおむねそろって停止した（被害車両のパワーゲートが立てられた状態にあったことについては、パワーゲートを下ろしたまま作業を進めるとは考え難く、また、下ろした状態であれば、衝突時、被告人車両がこれに乗り上げるなどして事故状況が変わっていたと推測されることに加え、最終停止位置や被害車両荷台に積まれた際のパワーゲートの

状態（実況見分調書（原審甲1）の写真番号第42号・第43号、同調書（原審甲6）の写真番号第38号）に、路上に当たって曲損した部分以外の損傷や痕跡等が見当たらないことから推認される。なお、実況見分調書（原審甲1）による各車両の停止位置（後部の位置）は、本件ポストから北東に図測約72mであった。）。

エ 被告人車両は、被害車両に衝突し、右前方（追越車線）に進出すると、中央分離帯に設置されたガードロープに衝突し、その支柱を倒しながらほぼ同分離帯に沿いつつ進行したが、最終的には同分離帯上にほぼ真っすぐになり、中間支柱を押し倒した状態でガードロープをまたぐようにして停止した（なお、本件見取図中の⊗点は、立会人Fの実況見分時の指示説明を基に特定された地点であり、本件衝突地点とは必ずしも一致しない。）。

(2) タイヤ痕等の痕跡や事故車両の損壊状況等から事故の状況やその原因を判断するに当たっては、専門的知見が必要となる場合があるところ、原審ではN鑑定人による工学鑑定が実施されている（鑑定書（原審職権2）及び意見書（原審職権3））。以下、それぞれ「本件鑑定書」、「本件意見書」といい、これらとM鑑定人の原審証言を併せ、「M鑑定」ともいう。）。原判決は、M鑑定の信用性やその結果の採否等につき明示していないが、本件衝突地点の認定に関する説示（「事実認定の補足説明」3(1)イ(ア)(イ))をみると、鑑定結果と異なる考察をしている部分はあるが、これに沿った判断部分も相応にうかがわれる。

そこで、M鑑定の内容と併せ、各車両の衝突位置について検討する。

ア 各車両の衝突位置に関するM鑑定の要旨は、次のとおりである。

現場路面に生成されたタイヤ痕跡から、①被告人車両が最初に生成したタイヤ痕は、急ブレーキ制動時のトラクタ後輪部によること、②被害車両が最初に生成した左後輪によるタイヤ痕の位置は、被告人車両の左後輪位置と重なっていること、③被害車両が最初に生成した後輪タイヤ痕が左円弧状になっている状況から、生成時に車体が右回転運動したこと、④被告人車両は、急ブレーキ痕を印象した後、ハンドルを右に切り、追越車線側へ旋回走行したことがいえる。

衝突時の車体の重なり等により下側になった自動車によるタイヤ痕は、押し潰し変形により、タイヤの中央部（接地面）が路面から離れ、タイヤサイド部の接地による特異なタイヤ痕が印象されるどころ、最初に生成した被害車両のタイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）の形状は、タイヤの両サイド部が路面に接地したものとなっている。被告人車両の重量・速度と被害車両の重量等から考えると、衝突時の衝撃荷重は想像を絶するものであり、各車体の大きさや衝突部位の形状などから見て、被害車両の車体後部は、被告人車両のフレーム部が乗り上げられるような状態になり、下に押し潰すような負荷が車体に生じて、後輪部が路面に押し付けられる状態のとき、前に押し出され、黒く明瞭なタイヤ痕が生成されたと考えられる。

また、自動車同士の衝突力による車体の挙動で生成されるタイヤ痕は、短時間で

生成が終わり、衝撃力の方向も変化するため、短く屈曲したものとなるが、被害車両のタイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）は短く左に屈曲しており、この特徴を満たしている。被告人車両のタイヤ痕（「タイヤ痕群甲」）と被害車両のタイヤ痕（「タイヤ痕群乙I」）の左側が重なっていることから、被告人車両の前左端部と被害車両の後左端部がぶつかったため、被害車両は、衝突により重心位置から外れた衝撃力を受け、右回転の運動が生じてタイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）の前半部分が印象された後、回転が止まり、追突による大きな力によって前にまっすぐ押し出されたことにより、左に屈曲したタイヤ痕が生成されたものと考えられる。

したがって、被害車両の後輪によるタイヤ痕（「タイヤ痕群乙I」）は被告人車両との衝突時に印象されたものであり、被告人車両が被害車両に衝突した地点は、被害車両の後輪タイヤ痕が印象された後部付近と推定できる。

イ なお、本件鑑定書には、「被告人車の前部がA車の荷台後端部に最初に衝突したとき、衝撃力の方向が重心位置より上を通ることになる。衝撃力の方向が車体重心位置より上に生じた場合、車体には"前のめり回転運動（ピッチング）"が起き、車体は路面側に押し付けられるような挙動となる」との記載（18頁）があるところ、M鑑定人は、本件意見書や原審において、被告人車両と被害車両のフレーム部の地上高の差により、被告人車両が被害車両に乗り上げるような状態になったことから、被害車両の後部が下に押し付けられてタイヤ痕（「タイヤ痕群乙I」）が印象された旨の見解を示しており、両者は矛盾しているようにもみえる。

本件鑑定書の記載ぶりからすれば、M鑑定人は、衝突位置の特定（鑑定事項(1)）に伴う被害車両のタイヤ痕（「タイヤ痕群乙I」）の生成機序と、被害車両が衝突後に飛翔したかという点（鑑定事項(2)②）を別個に考察しており、「前のめり回転運動」に関する記載は後者のものと解される。そして、本件鑑定書では、前者につき、各車両の車体の大きさや衝突部位の形状等から、被害車両を下へ押し潰すような負荷が生じたと考えられるとしているが（14頁）、これは本件意見書等の前記見解と同趣旨といえ、この点に関するM鑑定人の考え方は変わっていないものと評価し得る。後者についても、衝突による衝撃力の方向が被追突車の重心位置より上であった場合、その車体が路面に押し付けられるような動きとなることを被害車両に当てはめ、同車の飛翔はない旨説明したものと解される。

また、本件意見書には、被害車両が最初に生成した後輪タイヤ痕（「タイヤ痕群乙I」）につき、「タイヤ幅の2倍程度のタイヤ痕が瞬間的に生成されている」と記載されているが（9頁）、記録によれば、被害車両のタイヤは前後輪とも同型のヨコハマラジアルタイヤ（205/70R16）であり、その断面幅は205mmであること、「タイヤ痕群乙I」のタイヤ痕4条（「タイヤ痕EないしH」）の最大幅は各20cm、タイヤ痕の間隔（「タイヤ痕E」と「同F」、「タイヤ痕G」と「同H」）は各6cmであったことが認められ、前記記載は客観的事実に反し、不正確である。

もっとも、本件鑑定書では、被害車両の後輪タイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）の形状を「タイヤの両サイド部が路面に接地したタイヤ痕」と記載し（13頁）、タイヤ幅には言及していないし、同頁記載の「タイヤに加過重が負荷された場合のタイヤ形状図」と併せた説明にも矛盾はない（同図によれば、タイヤサイド部が接地した場合の幅はタイヤの断面幅に近くなるから、「タイヤ痕EないしH」の最大幅が各20cmであることは、被害車両のタイヤ幅（断面幅205mm）に沿うものといえる。）。本件意見書の前記記載やM鑑定人の原審証言部分（タイヤの幅とは、タイヤが路面に接地している接地部分をいい、「タイヤ痕E、F」の印象されていない部分が本来の幅であって、見た目でおおよそ2倍くらい押し潰されていると認識した旨のもの）は合理的な説明とはいえないが、本件鑑定書の前記記載の信用性を損なわせるほどではない。

ウ　ところで、裁判所が鑑定を採用し、その結果が鑑定書等により証拠とされている場合、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められなければ、その意見を十分尊重すべきことは、いわゆる工学鑑定においても妥当すると解される。

そして、記録上、M鑑定人の経歴や鑑定経験等に照らし、鑑定人としての適格性に格別問題はなく、各車両の衝突地点に関する鑑定内容は、公判記録等を基に判断しており、その過程に重大な破たんや遺脱等も特に見当たらない。また、原審証人L（石川県警察本部刑事部科学捜査研究所主任研究員）は、原審において、被害車両の後輪タイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）にある屈曲は、追突された被害車両が若干左方に飛出した後、真つすぐの方向に押し出されるという急激な重心の変化によって生じたものと考えられる旨や、衝突により被害車両が全体的に上から下に押しされたと判断される旨を述べ、M鑑定と同趣旨の証言をしている。

したがって、各車両の衝突地点に関するM鑑定人の鑑定結果は、基本的に信用することができるものといえ、これによれば、被告人車両が被害車両に衝突した地点は、被害車両の後輪タイヤ痕が印象された後部付近であり、これと同趣旨の本件衝突地点と認められる。

エ　なお、原判決の説示中には、一部M鑑定に沿いながらも、各車両の衝突地点を認定するに当たり、同鑑定とは異なる判断過程によるとうかがわれる部分がある。

このうち、銀色金属製ボックスや黒色部品が上から食い込み、被害車両の各後輪が変形していることを理由に、衝突時に被害車両の各後輪に下向きに押し潰すような相当強い力が働いた旨説示している部分（事実認定の補足説明3(1)イ(ア))は、同車の移動開始時にも、これらの部品が上から食い込むことで各後輪を下に押し潰すような力が働き続け、タイヤの両サイド部が接地したタイヤ痕（「タイヤ痕E、F」）を生じさせたという趣旨であれば、証拠評価を誤ったものといえ、是認することができない。

すなわち、自動車同士が水平方向で衝突した場合、衝突による力が個々の部品等に加わると、その位置や固定状況から、逃げ場がなくなり上ないし下方向に押される形になって、当初の位置より上ないし下に移動する場合があります、本件のような高速による自動車衝突事故では、停止ないし低速で移動中の被害車両は、最初に衝突した部位の変形・破損等が最大になってから移動する旨のM鑑定やLの原審証言に鑑みると、前記各部品の変形や移動等は、被害車両の移動開始時点までに最大に達しているため、同車移動時にも同部品の移動方向に力が働き続けていることを直ちに意味しないからである（原判決は、銀色金属製ボックスや黒色部品が被害車両の後輪に衝突したのは、同車が移動する前の段階である旨も説示しており（事実認定の補足説明3(2)エ）、前記説示部分と一貫しているか疑問がある。）。

また、原判決は、被告人車両から被害車両に向けた水平方向の相当大きな力は各後輪に対しては下向きに働き、荷台全体に対してはその反作用として同量の上向きの力が働き、被害車両全体としては上下に同量の力が作用しており、その水平方向の相当大きな力の一部が上下に分解したともいえると説示しているが（事実認定の補足説明3(2)エ）、M鑑定やLの原審証言等から、被害車両全体としては上下に同量の力が作用していたなどという内容を読み取ることはできず、証拠評価に誤りがある上、所論が指摘するような「作用・反作用の法則」等の理解を含め、論理則経験則に反し、不合理なものといわざるを得ない。

さらに、原判決は、「タイヤ痕群乙Ⅰ」の個々のタイヤ痕につき、やや左斜め前方に出た後にやや右斜め前方に屈曲するように印象され、その後、「タイヤ痕群乙Ⅱ」から「タイヤ痕群乙Ⅳ」と順次進むに従い、タイヤ痕が右方に徐々に湾曲する方向に印象されていることから、「タイヤ痕群乙〈1〉」を印象した事象によって被害車両には右方に旋回する力が働いたことが明らかである旨説示している（事実認定の補足説明3(1)イ(イ)）。

M鑑定も、「タイヤ痕E、F」が左に屈曲していること等から被害車両は右に回転したと考察しており、前記説示部分の結論は相当であるものの、記録によれば、「タイヤ痕E、F」の後半部分は、右斜め前方ではなく、前方にほぼ真っすぐ印象され、被害車両は、「タイヤ痕群乙Ⅰ」を印象して真っすぐ前方に移動した後、右方向に進路を変えたことが認められるが、これは、衝突後、被害車両とかみ合った状態で移動していた被告人車両が、進行方向を右に変更した影響によると考えられるから、前記説示部分の判断過程は是認し難い。

オ 以上のように、原判決の判断中には一部是認することができない部分があるものの、原判決は、各車両の衝突地点についてM鑑定と同様の事実を認定しており、その結論は相当である。

(3)ア 所論は、本件事故現場の痕跡や各車両の損傷状況に関し、①衝突後の被害車両の銀色金属製ボックスや荷台等の位置が、本件事故前と比べて上昇していること、

②被害車両前面下部に全幅的損傷があること、③被害車両の左前輪のみが明らかにバーストしていること、④本件ポスト手前の車線境界線白線付近に液体が漏れ出した痕がしみとなり残っていること(実況見分調書(原審甲1)写真番号第3号)、⑤被告人車両の銀色部品(実況見分調書(原審甲1)写真番号第64号)が本件見取図㊸点と非常に近い位置に落下していたことを挙げ、本件衝突地点で各車両が衝突したとする原判決の認定は誤っていると主張する。

①についてみると、記録によれば、被害車両の左後輪タイヤの後ろにあり、パワーゲート左側下部に設置された銀色金属製ボックス(パワーユニット。被害車両と同種同型車両による計測結果(写真撮影報告書(原審甲72)による同部品下端の地上高は約36cm))は、衝突の衝撃により、被害車両の荷台と左後輪の間に押し込まれた状態で車体前方斜め上に移動し、同車荷台部分も押し上げられたことが認められる。

しかし、前記(2)エのとおり、自動車同士が水平方向で衝突した場合、衝突による力が部品等に加わった結果、逃げ場がなくなり上ないし下方向に押される形になって、当初の位置より上ないし下に部品等が移動する場合があります、また、高速による自動車衝突事故では、停止ないし低速で移動中の被害車両は、最初に衝突した部位の変形・破損等が最大になってから移動すると認められるのであって、これからすれば、被害車両の前記部品等の移動は、同車が衝突の衝撃で移動を開始した際、同車全体に上向きの力が働いていたことを直ちに意味するものとはいえない。

②については、フロントバンパーの脱落等被害車両の前面下部が大きく損壊したことは、原判決が認定するとおりである(「事実認定の補足説明」2(4)イ(イ))。他方、各車両の停止位置、タイヤ痕等からうかがわれる衝突後の各車両の軌跡のほか、被害車両の右前部から右側あおり板の中央部付近までの凹損箇所や同車右前輪タイヤホイールのボルト部分に、被告人車両に由来すると認められる緑色塗料が付着していたことを併せ考えれば、被告人車両は、被害車両に衝突した後、中央分離帯側(進行方向右側)に向きを変えながら同車を追越したが、その際、同車右側と被告人車両左側が接触したことが認められる(Lの原審証言によれば、「タイヤ痕群乙Ⅲ」は、いずれも被害車両後輪によって印象されたものと認められるところ、各タイヤ痕の間隔は、金沢市寄りの始点部分に比べ羽咋市寄りの終点部分の方が狭く印象されていることは、記録上明らかである。そして、被害車両右側あおり板部分の緑色塗料の付着状況や同あおり板の変形程度(実況見分調書(原審甲1)の写真番号第43号及び同調書(原審甲6)の写真番号第15号によれば、下から上に突き上げられて変形したように見える。)、本件鑑定書中の各車両の衝突後の移動状況推定図を併せれば、被害車両は、少なくとも「タイヤ痕乙群Ⅲ」を印象した辺りでは、被告人車両に接触しながら進行していたことが推認される。)。そして、被害車両の右前輪アンダーバンパー部分が前方にめくれるように変形していたこ

とを併せると、各車両が接触した際に被害車両の前面下部が脱落するなどして損壊した可能性がある。また、被害車両は、衝突後に中央分離帯まで進行したことは前記(1)ウのとおりであり、同車のタイヤ痕や同車フロントパネルの右側から左側にかけてほぼ一直線に走る凹損及び擦過痕があることを併せれば、その際、同車前部が中央分離帯に設置されたガードロープに接触した可能性もある。

そうすると、被害車両前面下部の損壊は、被告人車両との接触に伴うもの、ガードロープとの接触によるもの、あるいは、これらが複合したものとすれば合理的に説明することができ、これは、M鑑定による事故後の被害車両の挙動と矛盾しない。

なお、所論は、被告人車両が、衝突後、中央分離帯をまたいで走行した結果、被害車両が中央分離帯に達した際には、ガードロープの地上高は下がっていたはずである、被害車両は、中央分離帯に達した際には止まりかけており、さほど速度はなかったはずである、被害車両前面の損傷は左前角部の方が激しいが、同車左前面部がガードロープ等に接触しているとは考えられないとし、同車前面下部の損壊はガードロープ等との衝突によっては説明することができないと主張する。

しかし、被害車両前面下部の損壊が被告人車両との接触に伴って生じた可能性があること、被害車両フロントパネルの損傷状況等から、同車がガードロープと接触した可能性もあることは、前記のとおりであり、同車前面下部の損壊原因は後者のみに限られない（この点、原判決は、被害車両前面下部の全幅的損壊は、同車が中央分離帯のガードロープ（ワイヤーロープ及び支柱）に衝突したことによるものと認定している（「事実認定の補足説明」3(2)イ）。原判決が挙げる間接事実等は相応に合理的なものといえるが、被害車両前面下部の損壊原因としては、前記のように被告人車両との接触もあり得るから、原判決は、その原因を限定した点で相当ではない。）。所論の指摘は、客観的な裏付けによるものではなく、前記のような想定が不合理であることを示すものとはいえない。

③について、M鑑定によれば、衝突時、被害車両後輪に下に向けて強い力が生じたことになるが、その際、同後輪がバーストまでしなくとも不合理とはいえない。また、M鑑定では、タイヤ痕等の状況から、被害車両には、最初の衝突後にも被告人車両から力が加わる機会があったと考えられ、各車両の大きさの差や、最初の衝突で被害車両の後部が大きく変形し不安定な状態になっていたことから、被告人車両から力が加わった際のタイヤの位置や力の伝わり具合や方向によって、被害車両の後輪のみならず前輪部にも負荷が生じた旨の見解が示されており、その際、前輪部に負荷がかかって左前輪がバーストすることも考えられるから、左前輪のみがバーストしたこととM鑑定が矛盾するとはいえない。

④について、本件ポスト手前の車線境界線白線付近にしみ状の痕があることは所論指摘のとおりであるが、これが被害車両（あるいは被告人車両）から漏れ出した液体に由来することを示す証拠は見当たらない。また、このしみ状の痕が各車両

の衝突時に漏れた液体に由来するものとした場合、実況見分時にも相応の広がりをもって残存していた様子からすれば、相当量の不揮発性の液体が瞬時に漏れるとともに、衝突後の各車両の移動に伴い、羽咋市方面の路上にも同様の液体の飛まつ痕を残すことが想定されるが、その存在をうかがわせる証拠もない。

⑤について、所論指摘の部品は、被告人車両の左前部コーナーパネルの一部と認められるが、これが脱落した機序は明らかではない。また、当該部品と被害車両の衝突の有無、程度、同部品に加わった衝撃の程度や方向等の様々な要因により、脱落した場合の落下方向や速度等が異なるものと考えられるから、被告人車両が高速度で進行していたからといって、その進行方向に向け、離れた地点に落下するとは限らないというべきである。

所論はいずれも採用することができない。

イ 次に、所論は、被告人車両が被害車両に衝突した際、同車の変形が最大の状態になるより前に、被告人車両のFUP（フロント・アンダーガー・プロテクターなしフロント・アンダーラン・プロテクション）部が被害車両のパワーゲート・アームの起点になる黒色構造物の斜め構成面に激しく衝突する場面を迎え、その瞬間以降、同車後部は衝突作用によって下方から上方へと向かう物理力の作用を受けることになり、その作用は、同車後輪タイヤの面圧を相当程度減少させ、場合によっては面圧を完全にゼロに変化させて、後輪タイヤが路面から離れることになり、その後、変形が最大の状態に達して、同車が前に押し出されて移動するのであるから、後輪によってタイヤ痕が生成されることはなく、「タイヤ痕群乙Ⅰ」は衝突時に印象されたものではない旨主張する。

この点については、M鑑定人も、原審において、一般論として、被追突車後部に上から押さえ付ける力が働かず、すくい上げるような衝突が起こった場合には、その後輪によるタイヤ痕が印象されない可能性がある旨を証言しており、記録上（報告書（原審弁 32））、自動車同士の衝突場面で、衝突の瞬間に被追突車の後輪が路面から離れる事象があることも認められる（なお、弁護人が当審で請求した報告書 2 通（当審弁 1・2）は、同様の事象の存在に関する上、本件とは、車種を始めとして衝突時の諸条件等を全く異にするものであるから、当審においてこれを取り調べる必要性はない。また、原判決は、追突の衝撃により、被害車両は急激な加速度が生じ、相当速い速度で水平方向に大きく移動しようとする一方、車輪の回転速度が追い付かず、タイヤが路面をこすりながら滑るように移動することが想定され、同車が追突された地点の路面にタイヤ痕が印象されることが高度に推測される旨説示しているが（「事実認定の補足説明」3(1)ア）、これは、後輪タイヤに限って常にタイヤ痕が印象されるとしたものではないと解される。）。

しかし、自動車同士が水平方向で衝突した場合、個々の部品は、その位置や固定状況等により、それぞれの方向に押される形となって移動することは前記のとおり

りであり、被告人車両と衝突して被害車両のパワーゲート・アーム起点の黒色構造物が上方向に押されたことは、後輪等の他の部品に対しても同方向の力が働いたことを示すとはいえないし、本件のような自動車衝突事故において、停止ないし低速で移動中の被害車両は、最初に衝突した部位の変形・破損等が最大になってから移動するから、それ以前に同黒色構造物に上方向への力が働き、これが変形・破損したとしても、移動開始時に同車後部に上方向への力が働いていたことを示すものではないことも、前記のとおりである。

M鑑定は、このような考えから、本件事故では個々の部品の力のやり取りを考慮する必要はないとし、前記のとおり、衝突時に、被害車両の車体後部は、被告人車両のフレーム部が乗り上げられるような状態になり、下に押し潰すような負荷が車体に生じて後輪部が路面に押し付けられる状態のときに、被害車両が前に押し出され、「タイヤ痕群乙Ⅰ」が生成されたと判断しているものと解されるが、これは、各車両の形状等の差や損壊状況から相応に合理的であり、特徴的な「タイヤ痕E、F」の形状等とも整合するものといえる。所論は採用することができない。

ウ そして、所論は、①「タイヤ痕群乙Ⅰ」の生成機序につき、被害車両の後輪タイヤは一度浮き上がった後に路面に落下し、その衝撃によって後輪タイヤが押し潰されるような短いタイヤ痕を生成した可能性がある、②被告人車両に追突された被害車両は、その後部のみならず、車体全体が浮き上がり、前部が低い姿勢で飛翔した可能性が高く、車体前部から着地した結果、同車前面下部の損傷及び左前輪のバーストが生じたと主張する。

しかし、「タイヤ痕E、F」は、タイヤのサイド部分が印象されており、かなり強い力で押し潰されたと認められ、地面から浮き上がった後に落下したことで、このようなタイヤ痕が印象されるとは考えにくく、「タイヤ痕E、F」が短く、左に屈曲している特徴を有している点を合理的に説明することができない（なお、「タイヤ痕E、F」が左に屈曲していることは、実況見分調書（原審甲1）の写真番号第54号ないし第57号から認められる。また、「タイヤ痕群乙Ⅰ」の右斜め前方でなく前方に「タイヤ痕群乙Ⅱ」が存在するものの、M鑑定の見解は、被害車両には右回転の運動が生じ、「タイヤ痕E、F」の前半部分が印象された後に回転が止まり、追突による大きな力によって前にまっすぐ押し出されたことで、左に屈曲したタイヤ痕が印象されたというものであり、衝突後の同車の移動方向は前方に真っすぐとされているから、特に不合理な点はない。）。

また、所論が主張する状態で被害車両全体が浮き上がり、飛翔する可能性については、M鑑定だけではなく、Lも、原審においてこれを否定する証言をしているし、同車前面下部の損傷や左前輪のバーストは、車両全体が飛翔した経過がなくても説明し得ることは、前記のとおりである。所論は、いずれも採用し難い。

(4) 最後に、各車両の衝突位置に関する目撃者の供述等について検討する。

○（本件事故現場まで被告人車両の後方を追隨していたトラック運転手）は、検察官調書（原審甲 31）において、「500m 以上先の左側車線に黄色の標識車が止まっているのが見え、その後、標識車の手前に立ち、旗を振っている誘導員を見て、すぐ右側車線に進路変更した。そのときトレーラーは左側車線にいたが、その後も右側車線に進路変更しなかったので、トレーラーが標識車と衝突するかもしれないと危険を感じ、ゆっくりブレーキをかけ始めた。その後、トレーラーは、標識車に衝突し、右前方に進行して中央分離帯にもものすごい勢いで衝突し、ポールを何本もなぎ倒しながら左前方に進路を変え、最終的に中央分離帯上にはほぼ真っすぐ停止した。トレーラーは、自車と同じで、時速 80 ないし 90 km で進行していたが、自分が見た限り、ほぼ速度が落ちないまま標識車に突っ込んだ」旨述べ、○立会の下、平成 26 年 7 月 9 日に実施された実況見分時の調書（原審甲 3）添付の交通事故現場見取図の各地点を確認した（各調書によれば、○がブレーキをかけ始めた時（前記見取図◎点）に見た被告人車両のトレーラ右後部（同③点）と本件ポスト間の直線距離は図測約 32m、同時点の被害車両右後部（同㊶点）と本件ポスト間の直線距離は図測約 12m であり、○が衝突を見た時（同㊸点）の被告人車両のトレーラ右後部（同④点）と本件ポスト間の直線距離は図測約 8m である。）。

○は、たまたま被告人車両に追隨して走行中、本件事故を目撃した者であり、被害車両や誘導員（F）を見て自車の進路を変更したものの、被告人車両が車線を変更しなかったことから、同車を注視していたのであって、被害車両の位置を特定した具体的理由や被告人車両のトレーラ（以下、単に「トレーラ」という。）のブレーキランプ点灯の有無に関する供述がない点で限界はあるが、前記供述には基本的に高い信用性が認められる。そして、○の前記供述は、被告人車両と被害車両の衝突位置を本件衝突地点とした原判決の認定と符合するものといえる。

ところで、所論は、A が捜査段階で作成した「作業状況図」（A の警察官調書（原審甲 28）の添付図面）は、車線境界線（白線）との対応関係において、他の証拠から認められる D、B 及び C がいた位置と一致しており正確であるとし、同図によれば、本件事故時の被害車両の位置は、B が作業していた車線境界線（本件見取図㊸点のもの）から南西（金沢市寄り）に二つ目（南西端が本件ポスト付近に当たる。）と三つ目の各境界線の間であったと主張する。

しかし、A は、前記警察官調書において、一過性健忘の診断を受け、本件事故が起きたときのことは何も覚えていない旨述べているし、白線 5 本以内に作業現場を納めたいと思っていたとしながらも、作業の関係上、位置は前後するかと思うが、大体話していた位置で進めていた旨を述べ、作業状況図を作成しており、もともと正確な位置関係を示すものとして作られていないことがうかがわれる。また、A は、原審において、事故の瞬間のことは覚えていないので、取調べでは各作業員の距離等を踏まえた正確な位置関係について供述したつもりはない、当時の作業一般につき、作業員

等の並び順を述べたにすぎず、作業員等と白線の対応関係を考えて図面を作成した訳でもない旨を証言している。そして、前記作業状況図にある被害車両の位置は、Oが前記検察官調書の中で述べた同車の位置と大きく異なるし、M鑑定とも符合しない。結局、前記作業状況図は、飽くまで概略として作成されたものにすぎず、その記載から被害車両の位置を特定することはできない。所論は採用することができない。

(5) 以上によれば、被告人車両が被害車両に衝突した位置は、本件衝突地点と認められる。

5 被告人の意識消失の可能性について

(1) ア タイヤ痕からうかがわれる被告人車両の動きについてみると、同車が印象した「タイヤ痕群甲」は、本件ポスト付近の走行車線上を始点に、羽咋市方面（北東）に向け直線状に印象され、本件衝突地点を超えた先（本件ポストから同市方面に向け2番目の車線境界線（白線）付近）から右方向に曲がる4条のタイヤ痕であるところ、記録（M鑑定、Lの原審証言）によれば、右に曲がるまでの直線状の部分は、トラクタの左右後輪のブレーキ痕であり、トレーラのタイヤ痕も併せて薄く印象されていること、この部分は濃淡の印象が不連続に生成されており、トラクタに装着されているアンチロック・ブレーキ・システム（以下「ABS」という。）の作動を示していること、すなわち、同車に急制動がかかり、タイヤがロック状態になったことが認められる。

そして、記録によれば、被告人車両のトラクタと同種同型車の最前部から後輪第2列の車軸までの長さは約5.8m、被害車両のリヤ・ハングオーバー部分は約1.2m（捜査報告書（原審甲69）添付の資料4記載の車両外観図上、パワーゲート外端から後輪車軸までの長さは1185mmと算出される。）と認められ、「タイヤ痕群甲」と「タイヤ痕群乙I」の各始点間の距離は、本件見取図による図測で約9mとなることを併せ考えれば、被告人車両は、被害車両に衝突する直前には急制動がかかっていた状態にあったと推認される。

これに対し、所論は、「タイヤ痕群甲」中の前記直線状の部分は、ABSの作動によるものではなく、トラクタにより印象されたタイヤ痕とは認められないと主張する。

しかし、前記タイヤ痕部分は、主にABSが作動した結果、トラクタの左右後輪により生成されたタイヤ痕であるとするM鑑定及びLの原審証言は、その専門的知見や経験に加え、濃淡部分が不連続に生成されているという特徴を基に説明しており、信用し得るものといえる。なお、原審証人N（K自動車株式会社社員）は、前記タイヤ痕部分はトレーラ側のブレーキが跳ねてきた可能性が高い旨証言したが、トレーラ後輪のスキップ・スキッド痕であれば、濃い部分と薄い部分が左右対で生成されるとするM鑑定や、前記タイヤ痕部分の印象状態に反し、採用することができない。

また、所論は、ABSのロックとロック解除の周期は約0.5秒であるとし、時速約80kmで走行していた被告人車両では、これに対応するタイヤ痕の濃淡は1組で10m近くになるはずであるのに、「タイヤ痕群甲」の前記直線状の部分はこの特徴を充たしていない旨主張する。

しかし、トラクタのABSが時間で制御されているとは認められない上、Nの原審証言中には、乾燥路面の場合、ロックとその解除の周期につきワンサイクル0.5秒以内くらいと述べた部分があるが、これも、路面の摩擦係数やブレーキの踏み込み量等の状況により大きく変わることを前提に、原理的な説明をしたものと解され、本件事故に直接当てはめることはできず、前記タイヤ痕部分がトラクタ後輪により生成されたとして矛盾しない。

さらに、所論は、Oは、本件事故前に被告人車両のブレーキランプの点灯を見ていないから、同車にブレーキがかかった事実はないと主張する。

確かに、Oの検察官調書（原審甲 31）中にトレーラのブレーキランプに関する供述はないが、その理由は調書上明らかではなく、Oが同ランプの点灯を見ていないことを直ちに意味しない。

所論はいずれも採用することができない。

イ 次に、「タイヤ痕群甲」の軌跡から、被告人車両は、衝突後に進行方向を右前方に変えているが、M鑑定及びLの原審証言によれば、これは、衝突による重心移動等によるものでなく、ハンドル操作の結果と認められる。

なお、M鑑定人は、本件鑑定書において、本件事故現場で被告人車両が停止していた位置の前輪タイヤ部とハンドル部を撮影したとする写真を挙げ（同鑑定書16頁の写真10）、被告人が右に急ハンドルを切ったとする理由の一つとしているが、記録によれば、ハンドル部の写真は、平成26年7月18日に実施された被告人車両に対する検証の際に撮影されたものと認められ（検証調書（原審甲9）の写真番号第39号）、本件事故直後のハンドルの状態と同じであるか不明であるから（実況見分調書（原審甲1）の写真番号第28号がこれに当たるようにうかがわれるが、ハンドルの向きは判然としない。）、同鑑定書中、ハンドル部の写真を挙げて説明している部分は誤っている。

もっとも、M鑑定人は、本件鑑定書の中で、「タイヤ痕群甲」の軌跡から、走行車線側から追越車線側に右旋回走行していると指摘し、併せて、ハンドル操作をしない状態で追突した場合に想定される各車両の動きも検討しており、ハンドル部の写真のみが根拠とされている訳ではないし、Lも、原審において、タイヤ痕からハンドル操作によって被告人車両の進路が変更したと判断し得る旨述べている。そうすると、本件鑑定書の前記誤りは、M鑑定全体の信用性を損なうものとはいえない。

ウ そして、記録によれば、本件事故直前（午前10時31分15秒から）の被告人車

両の速度は、同車が急に減速した時を基準に、①9.75秒間は時速78kmで走行し、②7.25秒間に時速83kmまで4段階に分けて加速し、3秒間同速度で走行、③1.5秒間に時速79kmまで減速して、2.5秒間同速度で走行、④4秒間に時速83kmまで徐々に加速して、4秒間同速度で走行すると、⑤1秒間、時速83kmから加速し、⑥急減速に至るという経過をたどったこと、本件事故現場付近の道路は、本件ポストの約1km手前から上り勾配であり、道路中央から端部にかけて2%の下降勾配があるが、被告人車両は、被害車両に衝突するまで、蛇行したり車線からはみ出たりすることなく走っていたことが認められる。

エ 以上のように、本件事故現場に至る上り勾配の道路を、速度を調節しながら走行し、被害車両に衝突する直前に急制動がかかって、右にハンドルが切られたという本件事故直前及び直後の被告人車両の動きからすれば、被告人が本件事故直前に意識を消失したとはうかがわれず、むしろ、これら一連の動きに沿う同車の操作は、被告人が被害車両に気付くのが遅れ、衝突を避けようとして意識的に行ったとみると自然なものといえる。

そうすると、被告人車両の前記のような動き方から、被告人は、本件事故直前では意識を保っていたものと推認される。なお、「タイヤ痕群甲」の軌跡上、被告人車両の進路は、本件衝突地点を超えた後に真つすぐ進んでから右前方に変わっているが、被害車両に気付いた被告人が、とっさに急制動をかけた直後、右へハンドルを切ったことも十分考えられるから、前記推認を妨げるものとはいえない。所論は、各車両の衝突地点を本件衝突地点とする場合、被告人車両は停止するまで約80m走行したことになるが、被告人が本件衝突地点より前で意識的にブレーキペダルを踏んだとすると、通常想定される停止距離から、同車はそれ以前に停止していたはずであると主張する。しかし、本件事故の態様からすれば、衝突後に、ブレーキペダルを踏んでいた被告人の足が外れるなどし、被告人車両のブレーキ制動が十分かかり続けなかったこと等も考えられ、同車が停止するまでの距離が相応に伸びたのが不合理とはいえず、前記推認を妨げるものでもない。所論は採用することができない。

(2) そこで、被告人が抱える疾患と意識消失の関係について検討する。

ア 記録によれば、被告人は、本件事故当日に救急搬送され、G病院で入院治療を受けたこと、同病院の診療録には、1か月前から目の前が暗くなることが数回あった、本件事故当日は、朝から頭が痛かった、運転中にくらっときたため、車を止めて休もうと思っていたら、その約5分後に目の前が暗くなり、気が付いたら事故を起こしていたなどの被告人の申告内容が記載されているほか、被告人を冠攣縮性狭心症と診断し、胸痛を認めていないことから失神の原因としては考えにくいとの所見や、入院中に行ったヘッドアップチルト試験（平成26年7月11日実施）で意識消失があったこと等から神経調節性失神（血管抑制型）につき陽性と判断し、今

回の失神の原因として最も考えられる旨の所見等が記載されており、また、同病院循環器内科医師作成の診断書（同年7月15日付け）には、病名を失神とし、「原因としては神経調節性失神が疑われる」と付記されていたこと、捜査段階における鑑定受託者・H（循環器内科学専門の医師）は、被告人の入院検査（同年9月8日から12日まで）の結果から、ヘッドアップチルト試験では陰性所見であり、失神の原因となり得る心室頻脈や不整脈は認めず、重篤な不整脈器質や器質的心疾患を有する可能性は否定的としたが、被告人を冠攣縮性狭心症と診断し、本件事故直前、同症により失神していたかの判断は困難ながら、仮に発症していれば、高度房室ブロックや心室性頻拍から失神に至る可能性が十分ある旨の所見を示したことが認められる。

また、H医師は、原審において、冠攣縮性狭心症に罹患すれば必ず意識消失が生じる訳ではなく、被告人に認められる右冠動脈の閉塞による場合、通常は胸部不快感ないし胸痛、悪心、嘔吐、冷汗等の自覚症状があり、放散痛や頭痛等の随伴症状を伴うことがある、れん縮が起こり心臓への血液が途絶を始めると、まず胸痛が起こり、その後意識消失に至るが、突然完全閉塞が太い血管で起きれば、胸痛から意識消失までの時間は極めて短いか、胸痛を自覚せずに意識障害が発症することもある、しかし、本件事故当時、被告人が冠攣縮性狭心症により意識を消失したかどうかは分からない旨証言した。

以上の医師らの所見によれば、被告人は、本件事故当時、少なくとも冠攣縮性狭心症に罹患していたことが認められる。そして、本件事故直前、少なくとも、冠攣縮性狭心症による発作のため、被告人に意識消失が生じた可能性は残るものといえる。

イ 被告人が入院先のG病院で申告した内容（前記ア）は、診療録中の記載ではあるが、特に本件事故直前の状況等につき、同病院関係者が知りようもない事柄が含まれていることに照らせば、被告人は、問診等の際、前記のとおり告げていたと認められるところ、この申告には、発作の兆候とうかがわれる具体的な内容も含まれているから、同病院を退院した後に行われた取調べの際、同様の供述をしていてもよいはずである。

しかるに、被告人は、捜査段階及び原審において、500から600m手前の地点で工事車両に気付き、車線変更をしようと思い、その4、5秒後に右後方を確認しようとして首を振ったとき、頭がしびれたようになり、目の前が真っ暗になって、立ちくらみのように前が見えなくなった旨述べたものの、入院中に申告した具体的事実には触れず、かえって、事故当日の体調に問題はなく、北陸自動車道加賀インターチェンジ付近のガソリンスタンドに着く手前で胃の痛みを感じたが、その後、同インターチェンジから金沢東インターチェンジを降りるまでには収まっていた、病院でどのような話をしたか覚えていない旨、前記申告を否定し、あるいはこれと

異なる内容を供述している。重大事故の当事者として、事故原因につながるような事実には強い関心を持ち続けるはずであるのに、入院中に申告した内容をその後の取調べ等で述べなかった被告人の態度は、不自然というべきである。

このような被告人の捜査段階及び原審における供述（以下、併せて「被告人供述」ともいう。）からすれば、被告人がG病院入院中に申告した内容のうち、少なくとも本件事故当日の状況に関する部分は、事実ではなかった疑いがあるといえ、信用し難く、これを基にして、被告人に冠攣縮性狭心症に伴う自覚症状があったとみることはできない。また、右冠動脈にれん縮が起こると、消化器症状と見間違える症状を訴える場合がある旨のH医師の原審証言によれば、被告人供述にある胃の痛みも自覚症状の一つとみる余地はあるが、原審で初めて述べられたものであり、同様に信用性は低い。

また、前記アの診断書は、本件事故時に被告人が失神したことを前提に、これを主訴として、G病院で行われたヘッドアップチルト試験が陽性であったことから、「今回の失神の原因としては最も考えられる」（診療録写し（原審弁19）中のサマリー3頁の記載）として神経調節性失神が疑われる旨付記されたものと解される上、長時間の座位は、通常、神経調節性失神を来す状況ではなく、ほとんどの場合、立位で起こる旨のH医師の原審証言を併せると、被告人が本件事故直前、神経調節性失神により意識を失った可能性は非常に低いといえる。

そして、被告人については、前記アのとおり、胸痛等の自覚症状がなく意識を失う可能性もあることになるが、冠れん縮による意識消失は、心臓から有効な血液が拍出されず、脳への血流が担保されないことから生じるもので、眼前暗黒感に始まり、気付いた時までは一切覚えていない、冠攣縮性狭心症により意識を消失した場合、意識的に身体に力を入れることはできず、ほぼ動かない状況になると思われる旨のH医師の原審証言に鑑みると、被告人が、同症により自覚症状がないまま意識を消失したとする場合、前記（1）エで説示したように、被告人が意識的に行ったものとみられる本件事故直前及び直後の被告人車両の動き方に反し、これを合理的に説明することができない。

そうすると、被告人は、本件事故当時、冠攣縮性狭心症にり患していたものの、事故直前、同症や神経調節性失神により意識を消失したとは認められない。被告人供述中、これに反する部分は信用することができない。

ウ これに対し、所論は、①失神した際にけいれん発作が生じていた被告人が、衝突の衝撃による身体の移動によってブレーキペダルを踏み込んだ可能性がある、②被告人が意識を失っていなかったとすると、荷台に電光掲示板を載せ、車体全体を黄色に塗装した被害車両を至近距離まで気付かないとは考えられないと主張する。

しかし、被告人が本件事故直前に意識を消失したと認められないことは、前記イのとおりである。また、被告人供述によっても、被告人は、5、600m手前から

被害車両の存在を認識していたことになるし、同車に迫るまでの間（時速 80 km で 600m 進行する場合の時間は約 27 秒間）に脇見等により前方注視を怠ったとみて、特段不自然なことはない。所論はいずれも採用することができない。

- (3) 以上のとおり、本件事故直前に被告人が意識を消失したとは認められず、他に所論が主張するところを検討しても、これを左右する事情は認められない。

6 結論

以上の検討によれば、被告人車両は、本件衝突地点で被害車両と衝突したことが認められ、したがって、その直前には急制動がかかっていた状態にあったと認めることができる。そして、被告人は、本件当時、冠攣縮性狭心症に患っていたものの、本件事故現場に至るまでの道路を速度調節をしながら走行していたことや、事故直前及び直後の被告人車両の動きから、同症や神経調節性失神により意識を消失していたとは認められない。そうすると、被告人は、被告人車両を運転し、本件ポスト付近の走行車線を時速約 80 km で進行中、被害車両に気付くのが遅れ、急制動をかけたものの間に合わず、同車に自車を衝突させたことが推認される。

したがって、被告人には、原判示のとおり過失により本件事故を惹起したことが認められ、これと同旨の原判決の認定は、相当として是認することができる。

なお、所論は、被告人の集中力低下の状態とカーナビゲーション等の操作による脇見運転という両立しない過失を双方とも可能性があるとして認定したとし、原判決を論難する。

しかし、原判決が認定した過失は、被告人が被告人車両を運転するに当たり、前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま進行したというものであり、所論が指摘する原判決の説示部分（「事実認定の補足説明」6(2)）は、被告人が本件事故前に意識を失った旨を述べ、本件過失を否認しているため、前方不注視の理由として考え得る事情を挙げたものにすぎず、所論が主張する態様の過失を認定する趣旨でないことは明らかである。所論は採用し難い。

論旨は理由がない。

第2 訴訟手続の法令違反の控訴趣意について

1 原審弁護人の鑑定請求を却下した点について

所論は、原審におけるM鑑定人の鑑定（本件鑑定書及び本件意見書）やその原審証言によっては、本件事案の真相解明に到底至らなかったため、原審弁護人が改めて本件事故の発生状況等に関する鑑定を請求したにもかかわらず、必要性がないとしてこれを却下した原審の決定は、その合理的裁量を逸脱したものであり、その結果、原判決の審理不尽を来したのであって、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると主張する。

しかし、前記第1で説示したように、M鑑定を含め、原審が取り調べた関係証拠によれば、原判示のとおり被告人の過失を認定することができるのであり、本件事故の発生

状況等につき再度鑑定を行う必要があったとは認められず、原審弁護人の鑑定請求を却下した原審の証拠決定は、その裁量の範囲内のものといえる。所論は採用することができない。

2 検察官の主張以外の事実を認定した点について

- (1) 所論は、原審は、検察官の主張にはないのに、例えば、①被告人車両から被害車両に向けた水平方向の相当大きな力は下向きに働き、作用・反作用の法則として上向きにも働いたとし、その水平方向の相当大きな力の一部が上下に分解したともいえる判断し、②被害車両の前面下部の全幅的損傷は、同車が中央分離帯のガードロープに左前部を含む前部が衝突したことにより生じた判断し、③被害車両に肉片や血液様のものが付着していたこと、被害者（B）の左下肢の一部等の残置場所や遺体の損傷状況等から、被害車両の左前部付近は、同人を巻き込んだまま中央分離帯付近まで進行したものと合理的に推認されるとして、その遺体が被告人車両の車底の下で発見されたことはこれに整合すると判断し、さらに、④被告人が車内のカーナビゲーション等の操作等のため比較的長い時間脇見をしたため、被害車両に気付くのが遅れたなどの理由もない訳ではないと判断したが、これらは、争点に直結する重要な事項について、独自の理由付けないし根拠付けをし、被告人に対する有罪認定の理由等としたものであり、当事者主義の枠を超え、検察官への後見的役割を積極的に果たしたといわざるを得ず、適正手続に反しているから、このような認定判断をした原審の訴訟手続には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があると主張する。
- (2) 裁判所が、訴因として記載されている事項と異なる認定をする場合や、訴因には記載されていないが、検察官が釈明等により明らかにし、これが訴因の内容となるか、被告人の防御上重要となる事項につき、異なる認定をする場合には、もとより、訴因変更手続を要し、あるいは争点を顕在化させるなどして被告人に不意打ちとならないような措置を講ずる必要があるが、それ以外の場合は、当事者の主張に拘束されずに事実を認定することができるものといえ、最後の場合、当該事実の認定の誤り等は、原則として事実誤認の問題となり得るととどまると解するのが相当である。

前記(1)①ないし③は、被告人車両が被害車両に追突した地点に関する原判決の説示のうち、弁護人の主張に対する判断の一部（「事実認定の補足説明」3(2)イ、エ）に関するものであるところ、記録によれば、検察官は、論告において、同①につき、被害車両後部の荷台が持ち上がり、銀色金属製ボックス等の地上高が上昇したことをもって、原審弁護人の主張を裏付ける材料にはならない旨主張したにとどまり、同②、③については、被害車両前面下部の損傷は、被告人車両が右寄り向きになっていた被害車両の右側面から追い抜く際、同車右前部に衝突して生じたと考えれば合理的な説明が可能であるとしたものの、原判決が認定したような事実は主張していないことは、所論指摘のとおりといえる。

しかし、原判決は、争点である各車両の衝突地点につき、当事者の主張と全く異な

る認定をした訳ではなく、検察官の主張と大きく変わらない本件衝突地点を各車両の衝突地点と認めた上、原審弁護人の主張を採用しない理由として前記(1)①ないし③のような説示をしたのであって、これらは、検察官の主張に関わらず、元々裁判所の専権により認定判断することができるものである。

そして、前記(1)①の説示部分が是認し難いものであることは、前記第1の4(2)エのとおりであるが、「タイヤ痕群乙Ⅰ」の生成機序に関しては、既に説示したとおりであり（前記第1の4(3)）、判決に影響を及ぼさない。

また、前記(1)②、③の説示部分も、被害車両が中央分離帯まで進行したことや、同車前面下部の損傷原因としてガードロープとの衝突が考えられることに関しては、M鑑定で指摘されており、特段被告人に不意打ちとなるものとはいえない。そして、前記(1)④の説示部分は、前記第1の6のとおり、前方不注視の理由として考え得る事情を挙げたものにすぎず、別個の態様の過失を認定する趣旨とはいえない。

(3) 以上のとおり、所論が指摘する原判決の各説示部分は、原審の専権により認定判断をすることができるものである。所論は採用することができない。

3 以上によれば、原判決に訴訟手続の法令違反は認められない。論旨は理由がない。

第3 結論

よって、本件控訴は理由がないから、刑訴法396条によりこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

平成29年12月20日

名古屋高等裁判所金沢支部第2部

裁判官 Z 裁判官 a

裁判長裁判官 b は、差支えのため、署名押印することができない。

裁判官 Z